

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第97号	さいたま市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	市民協働推進課	令和5年11月28日
規則第98号	さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則	区政推進部	令和5年12月6日
規則第99号	さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	環境薬事課	令和5年12月12日
規則第100号	さいたま市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則	生活衛生課	令和5年12月13日
規則第101号	さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	生活福祉課	令和5年12月20日
規則第102号	さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	生活福祉課	令和5年12月20日
規則第103号	さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則	国保年金課	令和5年12月22日
規則第104号	さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環境対策課	令和5年12月22日
規則第105号	さいたま市火災予防規則の一部を改正する規則	査察指導課	令和5年12月26日
規則第106号	さいたま市市税事務所の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則	税制課	令和5年12月27日
規則第107号	さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則	税制課	令和5年12月27日
規則第108号	さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則	総務課	令和5年12月28日
規則第109号	さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則	総務課	令和5年12月28日
規則第110号	さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	デジタル改革推進部	令和5年12月28日
規則第111号	さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員課	令和5年12月28日
規則第112号	さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	職員課	令和5年12月28日
規則第113号	さいたま市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	職員課	令和5年12月28日
規則第114号	さいたま市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	職員課	令和5年12月28日
規則第115号	さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員課	令和5年12月28日

規則番号	規則名	所管名	公布年月日
規則第116号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医事課	令和5年12月28日

さいたま市規則第97号

さいたま市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年さいたま市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等の方法）</u></p> <p><u>第33条 条例第14条の規則で定める電子情報処理組織は、市長の使用に係る電子計算機と条例第2条第1項に規定する者又は特定非営利活動法人（以下この条において「特定非営利活動法人等」という。）の使用に係る電子計算機であって当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p> <p><u>2 条例第14条の規則で定める方法は、次に掲げる事項を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であって、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項（次号に掲げる事項を除く。）</u></p> <p><u>(2) 当該申請等を行うときに法令等の規定に基づき添付すべきとされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項</u></p> <p><u>3 特定非営利活動法人等は、識別符号及び暗証符号を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法により申請等を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 数通の同一の書面等の提出を必要とする申請等について、第2項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。</u></p>	

(市長が行う電磁的記録による縦覧等の方法)

第34条 条例第15条の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項をインターネットを利用して縦覧又は閲覧に供する方法、市長に置かれる機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を市長に置かれる機関の事務所に備え置く方法とする。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による備置きの方法)

第35条 条例第16条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成の方法)

第36条 条例第17条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による閲覧の方法)

第37条 条例第18条第2項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。

第38条 [略]

第39条 [略]

様式第1号(第2条関係)

設立認証申請書

[略]

備考

1 [略]

2 申請書には、次の書類を添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して申請が行われた場合には、必要な数の書類が提出されたものとみなす。

(1)~(10) [略]

(市長が行う電磁的記録による縦覧等の方法)

第33条 条例第14条の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項をインターネットを利用して縦覧又は閲覧に供する方法、市長に置かれる機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を市長に置かれる機関の事務所に備え置く方法とする。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による備置きの方法)

第34条 条例第15条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成の方法)

第35条 条例第16条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による閲覧の方法)

第36条 条例第17条第2項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。

第37条 [略]

第38条 [略]

様式第1号(第2条関係)

設立認証申請書

[略]

備考

1 [略]

2 申請書には、次の書類を添付すること。

(1)~(10) [略]

様式第4号(第4条、第17条関係)  
〔設立〕登記完了届出書  
〔合併〕

[略]

代表者氏名

[略]

備考 [略]

様式第5号(第5条関係)  
役員の変更等届出書

[略]

代表者氏名

[略]

備考

1~4 [略]

5 届出書には、変更後の役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)〔2通〕を添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して届出が行われた場合には、必要な数の変更後の役員名簿が提出されたものとみなす。

6 [略]

様式第6号(第6条関係)(表)  
定款変更認証申請書

[略]

代表者氏名

[略]

備考

1・2 [略]

3 [略]

(1)・(2) [略]

様式第6号(第6条関係)(裏)  
(3) [略]

4 [略]

5 電子情報処理組織を使用して申請が行われた場合には、必要な数の書類が提出されたものとみなす。

様式第9号(第8条関係)  
定款変更届出書

[略]

代表者氏名

[略]

備考

1 [略]

様式第4号(第4条、第17条関係)  
〔設立〕登記完了届出書  
〔合併〕

[略]

代表者氏名

㊟

[略]

備考 [略]

様式第5号(第5条関係)  
役員の変更等届出書

[略]

代表者氏名

㊟

[略]

備考

1~4 [略]

5 届出書には、変更後の役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)〔2通〕を添付すること。

6 [略]

様式第6号(第6条関係)(表)  
定款変更認証申請書

[略]

代表者氏名

㊟

[略]

備考

1・2 [略]

3 [略]

(1)・(2) [略]

様式第6号(第6条関係)(裏)  
(3) [略]

4 [略]

様式第9号(第8条関係)  
定款変更届出書

[略]

代表者氏名

㊟

[略]

備考

1 [略]

2 届出書には、次の書類を添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して届出が行われた場合には、必要な数の変更後の定款が提出されたものとみなす。

(1)・(2) [略]

様式第10号(第9条関係)

定款の変更の登記完了提出書

[略]

代表者氏名

[略]

備考 [略]

様式第11号(第10条関係)

事業報告書等提出書

[略]

代表者氏名

[略]

備考 提出書には、次の書類を添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して提出が行われた場合には、必要な数の書類が提出されたものとみなす。

(1)~(6) [略]

様式第12号(第11条関係)

解散認定申請書

[略]

代表者氏名

[略]

備考 [略]

様式第15号(第12条関係)

解散届出書

[略]

氏 名

[略]

備考 [略]

様式第16号(第12条関係)

清算人就任届出書

[略]

氏 名

[略]

備考 [略]

様式第17号(第13条関係)

2 届出書には、次の書類を添付すること。

(1)・(2) [略]

様式第10号(第9条関係)

定款の変更の登記完了提出書

[略]

代表者氏名

㊟

[略]

備考 [略]

様式第11号(第10条関係)

事業報告書等提出書

[略]

代表者氏名

㊟

[略]

備考 提出書には、次の書類を添付すること。

(1)~(6) [略]

様式第12号(第11条関係)

解散認定申請書

[略]

代表者氏名

㊟

[略]

備考 [略]

様式第15号(第12条関係)

解散届出書

[略]

氏 名

㊟

[略]

備考 [略]

様式第16号(第12条関係)

清算人就任届出書

[略]

氏 名

㊟

[略]

備考 [略]

様式第17号(第13条関係)

残余財産譲渡認証申請書

[略]

氏 名

[略]

備考 [略]

様式第20号 (第14条関係)

精算終了届出書

[略]

氏 名

[略]

備考 [略]

様式第21号 (第15条関係)

合併認証申請書

[略]

代表者氏名

[略]

代表者氏名

[略]

備考

1 [略]

2 申請書には、次の書類を添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して申請が行われた場合には、必要な数の書類が提出されたものとみなす。

(1)~(10) [略]

様式第24号 (第18条関係)

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

[略]	[略]	
	ふりがな	
	代表者の氏名	
	[略]	
[略]		

様式第25号 (第18条関係)

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

[略]	[略]	
	ふりがな	
	代表者の氏名	
	[略]	
[略]		

様式第30号 (第21条関係)

残余財産譲渡認証申請書

[略]

氏 名

㊟

[略]

備考 [略]

様式第20号 (第14条関係)

精算終了届出書

[略]

氏 名

㊟

[略]

備考 [略]

様式第21号 (第15条関係)

合併認証申請書

[略]

代表者氏名

㊟

[略]

代表者氏名

㊟

[略]

備考

1 [略]

2 申請書には、次の書類を添付すること。

(1)~(10) [略]

様式第24号 (第18条関係)

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

[略]	[略]	
	ふりがな	
	代表者の氏名	㊟
	[略]	
[略]		

様式第25号 (第18条関係)

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

[略]	[略]	
	ふりがな	
	代表者の氏名	㊟
	[略]	
[略]		

様式第30号 (第21条関係)

〔認定〕特定非営利活動法人の代表者変更届出書  
〔特例認定〕

〔略〕	〔略〕	
	ふりがな	
	代表者の氏名	
	〔略〕	
〔略〕		

様式第31号（第22条関係）

〔認定〕特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書  
〔特例認定〕

〔略〕	〔略〕	
	ふりがな	
	代表者の氏名	
	〔略〕	
〔略〕		
1～3 〔略〕		
4 電子情報処理組織を使用して提出が行われた場合には、必要な数の書類等が提出されたものとみなす。		

様式第32号（第22条関係）

〔認定〕特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書  
〔特例認定〕

〔略〕	〔略〕	
	ふりがな	
	代表者の氏名	
	〔略〕	
〔略〕		

様式第33号（第23条関係）

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

〔略〕	〔略〕	
	ふりがな	
	代表者の氏名	
	〔略〕	
〔略〕		

様式第36号（第25条関係）

特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書

〔略〕	〔略〕	
	ふりがな	
	代表者の氏名	

〔認定〕特定非営利活動法人の代表者変更届出書  
〔特例認定〕

〔略〕	〔略〕	
	ふりがな	
	代表者の氏名	㊟
	〔略〕	
〔略〕		

様式第31号（第22条関係）

〔認定〕特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書  
〔特例認定〕

〔略〕	〔略〕	
	ふりがな	
	代表者の氏名	㊟
	〔略〕	
〔略〕		
1～3 〔略〕		

様式第32号（第22条関係）

〔認定〕特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書  
〔特例認定〕

〔略〕	〔略〕	
	ふりがな	
	代表者の氏名	㊟
	〔略〕	
〔略〕		

様式第33号（第23条関係）

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

〔略〕	〔略〕	
	ふりがな	
	代表者の氏名	㊟
	〔略〕	
〔略〕		

様式第36号（第25条関係）

特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書

〔略〕	〔略〕	
	ふりがな	
	代表者の氏名	㊟

[略]
[略]

様式第41号（第27条関係）

〔認定〕特定非営利活動促進法人としての  
〔特例認定〕  
〔認定〕の取消申請書  
〔特例認定〕

[略]	[略]
	ふりがな
	代表者の氏名
	[略]
[略]	

様式第43号（第31条関係）

補正書

[略]

〔申請者の氏名又は  
特定非営利活動法人の名称及び代表者氏名〕

[略]

備考

1・2 [略]

3 補正書には、補正後の書類を添付すること。  
ただし、次の書類について補正を行う場合は、  
補正後の書類各2通を添付すること（電子情報  
処理組織を使用して補正が行われた場合には、  
必要な数の書類が提出されたものとみな  
す。）。

(1)～(5) [略]

[略]
[略]

様式第41号（第27条関係）

〔認定〕特定非営利活動促進法人としての  
〔特例認定〕  
〔認定〕の取消申請書  
〔特例認定〕

[略]	[略]
	ふりがな
	代表者の氏名
	[略]
[略]	

様式第43号（第31条関係）

補正書

[略]

〔申請者の氏名又は  
特定非営利活動法人の名称及び代表者氏名 ㊟〕

[略]

備考

1・2 [略]

3 補正書には、補正後の書類を添付すること。  
ただし、次の書類について補正を行う場合は、  
補正後の書類各2通を添付すること。

(1)～(5) [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市特定非営利活動促進法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第98号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（支所の取扱事務）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大宮区役所区民生活部大宮駅支所が午後7時まで時間を延長して取り扱うこととする事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税並びに<u>森林環境税</u>に係る証明に限る。）の交付に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税並びに<u>森林環境税</u>に係る証明を除く。）の交付の申請受付に関する<u>こと</u>。</p> <p style="text-align: center;">（市民の窓口の取扱事務）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市民の窓口（桜区役所区民生活部区民課西浦和駅市民の窓口、浦和区役所区民生活部区民課浦和駅市民の窓口、浦和区役所区民生活部区民課北浦和駅市民の窓口及び浦和区役所区民生活部区民課与野駅市民の窓口、南区役所区民生活部区民課南浦和駅市民の窓口並びに緑区役所区民生活部区民課東浦和駅市民の窓口に限る。）が午後7時まで時間を延長して取り扱うこととする事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税並びに<u>森林環境税</u>に係る証明に限る。）の交付に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税並びに<u>森林環境税</u>に係る証明を除く。）の交付の申請受付に関する<u>こと</u>。</p>	<p style="text-align: center;">（支所の取扱事務）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大宮区役所区民生活部大宮駅支所が午後7時まで時間を延長して取り扱うこととする事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税に係る証明に限る。）の交付に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税に係る証明を除く。）の交付の申請受付に関する<u>こと</u>。</p> <p style="text-align: center;">（市民の窓口の取扱事務）</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市民の窓口（桜区役所区民生活部区民課西浦和駅市民の窓口、浦和区役所区民生活部区民課浦和駅市民の窓口、浦和区役所区民生活部区民課北浦和駅市民の窓口及び浦和区役所区民生活部区民課与野駅市民の窓口、南区役所区民生活部区民課南浦和駅市民の窓口並びに緑区役所区民生活部区民課東浦和駅市民の窓口に限る。）が午後7時まで時間を延長して取り扱うこととする事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税に係る証明に限る。）の交付に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税に係る証明を除く。）の交付の申請受付に関する<u>こと</u>。</p>

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

## さいたま市規則第99号

### さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所長事務委任規則（平成14年さいたま市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(旅館業法等に関する委任事務)</p> <p>第9条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「省令」という。）及びさいたま市旅館業法施行条例（平成15年さいたま市条例第34号。以下この条において「条例」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第3条の2、<u>第3条の3</u>及び<u>第3条の4</u>の規定による営業者の地位の承継の承認に関すること。</p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>(旅館業法等に関する委任事務)</p> <p>第9条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「省令」という。）及びさいたま市旅館業法施行条例（平成15年さいたま市条例第34号。以下この条において「条例」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第3条の2 <u>及び第3条の3</u>の規定による営業者の地位の承継の承認に関すること。</p> <p>(3)～(8) [略]</p>

### 附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

さいたま市規則第100号

さいたま市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

(さいたま市旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 さいたま市旅館業法施行細則（平成14年さいたま市規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(許可申請書の様式等)	(許可申請書の様式等)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 <u>ただし、営業者が旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、第3号及び第4号に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができる。</u>
(1) 申請者が法人の場合は、定款又は <u>寄附行為</u> の写し及び登記事項証明書	(1) 申請者が法人の場合は、定款又は <u>寄附行為</u> の写し及び登記事項証明書
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
(5) 入浴設備の原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査（ <u>第10条第1項</u> に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し	(5) 入浴設備の原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査（ <u>第9条第1項</u> に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し
(6) [略]	(6) <u>ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、旅館業を譲り受けたことを証する書類</u>
(7) [略]	(7) [略]
<u>(営業者たる譲渡人の地位の承継承認申請書の様式等)</u>	
第4条 省令第1条の3第1項の申請書の様式は、 <u>旅館業営業譲渡承継承認申請書（様式第3号）とする。</u>	
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
(1) <u>営業の譲渡を証する書類</u>	
(2) <u>譲受人が法人の場合にあっては、法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書</u>	

(3) 当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内に存する法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(営業者たる法人の合併等に係る地位の承継承認申請書の様式等)

第5条 省令第2条第1項の申請書の様式は、旅館業営業合併(分割)承継承認申請書(様式第4号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(2)・(3) [略]

(営業者たる被相続人の地位の承継承認申請書の様式等)

第6条 省令第3条第1項の申請書の様式は、旅館業営業相続承継承認申請書(様式第5号)とする。

2 [略]

(承認書の交付)

第7条 保健所長は、法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定による承認をしたときは、当該申請者に旅館業営業承継承認書(様式第6号)を交付するものとする。

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

第13条 [略]

別表第1 (第10条関係)  
[略]

(営業者たる法人の地位の承継承認申請書の様式等)

第4条 省令第2条第1項の申請書の様式は、旅館業営業承継承認申請書(様式第3号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

(2)・(3) [略]

(営業者たる被相続人の地位の承継承認申請書の様式等)

第5条 省令第3条第1項の申請書の様式は、旅館業営業相続承認申請書(様式第4号)とする。

2 [略]

(承認書の交付)

第6条 保健所長は、法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、当該申請者に旅館業営業承継承認書(様式第5号)又は旅館業営業相続承認書(様式第6号)を交付するものとする。

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

別表第1 (第9条関係)  
[略]

別表第2 (第10条関係)

[略]

別表第3 (第11条関係)

[略]

様式第1号 (第2条、第13条関係)  
旅館業営業許可申請書

[略]

[略]

[略]	
8 さいたま市旅館業法施行細則第10条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定による入浴設備に係る水質の基準の一部適用除外を求める場合	[略]
[略]	
10 [略]	

備考 次の書類を添付してください。

1 申請者が法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

2 当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内に存する旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図

別表第2 (第9条関係)

[略]

別表第3 (第10条関係)

[略]

様式第1号 (第2条、第12条関係)  
旅館業営業許可申請書

[略]

注

[略]

[略]									
8 さいたま市旅館業法施行細則第9条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定による入浴設備に係る水質の基準の一部適用除外を求める場合	[略]								
[略]									
10 [略]									
11 営業者から旅館業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の旅館業に係る営業者名、許可(承認)指令番号及び許可(承認)指令年月日並びに旅館業を譲り受けたことを証する旨	<table border="1"> <tr><td>営業者名</td><td></td></tr> <tr><td>許可(承認)指令番号</td><td>指令 第 号</td></tr> <tr><td>許可(承認)指令年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="2">下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/>にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から旅館業を譲り受けた者であることに相違ありません。</td></tr> </table>	営業者名		許可(承認)指令番号	指令 第 号	許可(承認)指令年月日	年 月 日	下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から旅館業を譲り受けた者であることに相違ありません。	
営業者名									
許可(承認)指令番号	指令 第 号								
許可(承認)指令年月日	年 月 日								
下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から旅館業を譲り受けた者であることに相違ありません。									

備考

1 営業者から旅館業を譲り受けた場合にあつては、3から5まで、6の(1)及び(2)並びに8から10までの記載事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができます。

2 次の書類を添付してください。ただし、営業者から旅館業を譲り受けた場合にあつては、第3号及び第4号に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。

- (1) 申請者が法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむ

- 3 敷地内の建物の配置図
- 4 施設の平面図、立面図及び給排水の配管図
- 5 入浴設備の原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査（第10条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し
- 6 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

[略]

旅館業営業許可書

[略]

[略]	
5	さいたま市旅館業法施行細則第10条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定により適用しないこととする入浴設備に係る水質の基準

[略]

様式第4号（第5条関係）

旅館業営業合併（分割）承継承認申請書

[略]

申請者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の氏名

ね200メートルの区域内に存する旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図

- (3) 敷地内の建物の配置図
- (4) 施設の平面図、立面図及び給排水の配管図
- (5) 入浴設備の原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し
- (6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、旅館業を譲り受けたことを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

[略]

旅館業営業許可書

[略]

[略]	
5	さいたま市旅館業法施行細則第9条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定により適用しないこととする入浴設備に係る水質の基準

[略]

様式第3号（第4条関係）

旅館業営業承継承認申請書

[略]

住所  
氏名

注

（法人にあっては主たる事

務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

[略]

営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館

業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

備考 次の書類を添付してください。

- 1 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

2・3 [略]

注

様式第4号 (第5条関係)

旅館業営業相続承認申請書

[略]

住 所

[略]

注

生年月日

被相続人との続柄

営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

備考 [略]

様式第5号 (第6条関係)

[略]

旅館業営業承継承認書

[略]

年 月 日付で申請のありました旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり承認します。

[略]

[略]

様式第6号 (第6条関係)

[略]

合併  
分割

により営業者の地位を承継したいので、旅館

業法施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

備考 次の書類を添付してください。

- 1 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

2・3 [略]

様式第5号 (第6条関係)

旅館業営業相続承認申請書

[略]

申請者 住 所

[略]

電話番号

相続により営業者の地位を承継したいので、旅館業法施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

備考 [略]

様式第6号 (第7条関係)

[略]

旅館業営業承継承認書

[略]

年 月 日付で申請のありました旅館業の営業者の地位については、旅館業法第3条第3条

第3条の2第1項の規定により、次のとおり承認します。

第3条

第3条

第3条

[略]

[略]

指令第 号  
年 月 日

旅館業営業相続承認書

様

さいたま市保健所長 印

年 月 日付けで申請のありました旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の3第1項の規定により、次のとおり承認します。

1	営業施設の名称	
2	営業施設の所在地	
3	営業の種類	
4	条 件	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

旅館業営業譲渡承継承認申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

譲受人 住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号  
生年月日

譲渡人 住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号

営業の譲渡により営業者の地位を承継したいので、旅館業法施行規則第1条の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 営業施設の名称	
2 営業施設の所在地	
3 営業施設の種別	
4 譲渡予定年月日	年 月 日
5 許可（承認）指令番号	指令 第 号
6 許可（承認）指令年月日	年 月 日
7 譲受人が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	無 有（内容 ）

備考 次の書類を添付してください。

- 1 営業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内に存する旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図
- 4 前3項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第7号（第8条、第13条関係）            旅館業営業許可（承認）事項変更届            [略]  <u>届出者</u> 住 所            [略]            [略]            [略]</p>	<p>様式第7号（第7条関係）            旅館業営業許可（承認）事項変更届            [略]            住 所            [略]  <u>注</u>            [略]</p>
<p>備考 [略]</p>	<p>備考 [略]</p>
<p>様式第8号（第8条関係）            旅館業営業停止（廃止）届            [略]  <u>届出者</u> 住 所            [略]            [略]            [略]</p>	<p>様式第8号（第7条関係）            旅館業営業停止（廃止）届            [略]            住 所            [略]  <u>注</u>            [略]</p>
<p>備考 [略]</p>	<p>備考 [略]</p>

（さいたま市食品衛生法施行細則の一部改正）

第2条 さいたま市食品衛生法施行細則（平成14年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(届出等の様式)

第4条 次の各号に掲げる届出等は、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 譲渡、相続、合併又は分割による営業許可又は営業届出の地位の承継の届出 地位承継届 (様式第5号)
- (5)～(9) [略]
- (10) 譲渡、相続、合併、分割によるふぐ処理施設営業者の地位の承継の届出 ふぐ処理施設認定書交付申請書 (様式第11号)
- (11)～(14) [略]

様式第2号 (第4条関係)

[略]

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

[略]

[略]

[略]

[略]

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	[略]
	[略]	

[略]

様式第3号 (第4条関係)

[略]

営業許可申請書・営業届 (変更)

[略]

[略]

[略]

(届出等の様式)

第4条 次の各号に掲げる届出等は、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 相続、合併又は分割による営業許可の地位の承継の届出 地位承継届 (様式第5号)
- (5)～(9) [略]
- (10) 相続、合併、分割によるふぐ処理施設営業者の地位の承継の届出 ふぐ処理施設認定書交付申請書 (様式第11号)
- (11)～(14) [略]

様式第2号 (第4条関係)

[略]

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

[略]

[略]

[略]

[略]

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨	
	[略]	

営業許可業種	許可番号及び許可年月日	[略]
	[略]	

[略]

様式第3号 (第4条関係)

[略]

営業許可申請書・営業届 (変更)

[略]

[略]

[略]

[略]		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	[略]
	[略]	
[略]		

様式第 4 号 (第 4 条関係)

[略]

営業許可申請書・営業届 (廃業)

[略]

[略]		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	[略]
	[略]	
[略]		

[略]		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	[略]
	[略]	
[略]		

様式第 4 号 (第 4 条関係)

[略]

営業許可申請書・営業届 (廃業)

[略]

[略]		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	[略]
	[略]	
[略]		

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号（第4条関係）

年 月 日  
 整理番号：  
 ※届出者による記載は不要です。

(宛先) さいたま市保健所長

## 地位承継届

下記のとおり、許可業者又は届出業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	年	月 日生
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	被相続人との続柄	
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	譲渡した者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所（法人にあってはその所在地）		
	譲渡年月日	年	月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (・譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等。)		
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年	月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）		
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年	月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）		
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年	月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）		

営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
備考			

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第11号（第4条関係） ふぐ処理施設認定書交付申請書 [略]</p> <p>1 地位の承継の原因 <u>譲渡・相続・合併・分割</u> 2～5 [略]</p> <p>6 <u>専任のふぐ処理者に係る事項</u></p> <p>(1) <u>氏名</u> (2) <u>住所</u> (3) <u>免許番号</u> (4) <u>免許年月日</u></p> <p>備考 次の書類を添付すること。 1 [略] 2 <u>譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類</u> 3 [略] 4 [略] 5 <u>営業者の地位の承継に当たり、専任のふぐ処理者に変更があった場合 変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写し</u></p> <p>様式第14号（第4条関係） 専任のふぐ処理者変更届 [略] [略]</p> <p>備考 1 <u>変更後の者の専任のふぐ処理者の免許証の写しを添付すること。</u> 2 <u>様式第11号備考第5項の規定により、変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを提出した場合は、当該処理者に係るこの様式の提出は不要とする。</u></p>	<p>様式第11号（第4条関係） ふぐ処理施設認定書交付申請書 [略]</p> <p>1 地位の承継の原因 <u>相続・合併・分割</u> 2～5 [略]</p> <p>備考 次の書類を添付すること。 1 [略]  2 [略] 3 [略]</p> <p>様式第14号（第4条関係） 専任のふぐ処理者変更届 [略] [略]</p> <p>備考 次の書類のいずれかを添付すること。 ・ <u>変更後の者の専任のふぐ処理者の免許証の写し</u> ・ <u>変更後の者の免許を受けた者であることを証する書面の写し又は免許を受けた者であることを証するものとして知事が認める書面の写し</u></p>

（さいたま市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第3条 さいたま市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成14年さいたま市規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																				
<p>様式第9号（第11条関係） 食鳥処理事業地位承継届</p> <p>[略]</p> <p>食鳥処理業者の地位を承継（<u>譲渡・相続・合併・分割</u>）したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地位を承継した年月日</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">譲渡</td> <td>譲渡した者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び譲渡した者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">相続</td> <td>相続人の住所・氏名・生年月日・<u>被相続人との続柄</u></td> </tr> <tr> <td>被相続人の住所・氏名・生年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食鳥処理事業許可証</li> <li>2 <u>譲渡による承継の場合 事業の譲渡が行われたことを証する書類</u></li> <li>3 <u>相続による承継の場合</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></li> <li>(2) <u>相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></li> </ol> </li> <li>4 合併又は分割による承継の場合 合併後存</li> </ol>	[略]		地位を承継した年月日		譲渡	譲渡した者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び譲渡した者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	相続	相続人の住所・氏名・生年月日・ <u>被相続人との続柄</u>	被相続人の住所・氏名・生年月日	[略]		<p>様式第9号（第11条関係） 食鳥処理事業地位承継届</p> <p>[略]</p> <p>食鳥処理業者の地位を<u>相続（合併・分割）</u>により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地位を承継した年月日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">相続</td> <td>相続人の住所・氏名・生年月日</td> </tr> <tr> <td>被相続人の住所・氏名・生年月日・<u>被相続人との続柄</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		地位を承継した年月日		相続	相続人の住所・氏名・生年月日	被相続人の住所・氏名・生年月日・ <u>被相続人との続柄</u>	[略]	
[略]																					
地位を承継した年月日																					
譲渡	譲渡した者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び譲渡した者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）																				
相続	相続人の住所・氏名・生年月日・ <u>被相続人との続柄</u>																				
	被相続人の住所・氏名・生年月日																				
[略]																					
[略]																					
地位を承継した年月日																					
相続	相続人の住所・氏名・生年月日																				
	被相続人の住所・氏名・生年月日・ <u>被相続人との続柄</u>																				
[略]																					

続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人の登記事項証明書

(さいたま市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第4条 さいたま市公衆浴場法施行細則（平成14年さいたま市規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(営業の許可申請)</p> <p>第2条 省令第1条第5号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第9条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定により水質の基準の一部を適用しないこととすることを申請者が求める場合にあつては、その旨</u></p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>2 省令第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が法人の場合は、定款又は<u>寄附行為</u>の写し及び登記事項証明書</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査（<u>第9条第1項</u>に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の</p>	<p>(営業の許可申請)</p> <p>第2条 省令第1条第5号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。<u>ただし、営業者が浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第1号から第9号までに掲げる事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第8条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定により水質の基準の一部を適用しないこととすることを申請者が求める場合にあつては、その旨</u></p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p><u>(10) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、譲渡前の浴場業に係る営業者名、許可指令番号及び許可指令年月日</u></p> <p>2 省令第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、営業者が浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1) 申請者が法人の場合は、定款又は<u>寄付行為</u>の写し及び登記事項証明書</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査（<u>第8条第1項</u>に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の</p>

写し

(6) [略]

(7) [略]

(譲渡による営業者の地位の承継の届出)

第4条 省令第1条の2第1項の規定による届出は、公衆浴場営業譲渡承継届（様式第3号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあっては、法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(相続による営業者の地位の承継の届出)

第5条 省令第2条第1項の規定による届出は、公衆浴場営業相続承継届（様式第4号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(3) [略]

(合併又は分割による営業者の地位の承継の届出)

第6条 省令第3条第1項及び省令第3条の2第1項の規定による届出は、公衆浴場営業合併（分割）承継届（様式第5号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) [略]

(営業許可事項の変更等の届出)

第7条 省令第4条の規定による届出は、公衆浴場営業許可事項変更届（様式第6号）又は公衆浴場営業停止（廃止）届（様式第7号）により行うものとする。

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

写し

(6) [略]

(7) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、浴場業を譲り受けたことを証する書類

(8) [略]

(相続による営業者の地位の承継の届出)

第4条 省令第2条第1項の規定による届出は、公衆浴場営業相続承継届（様式第3号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(3) [略]

(合併又は分割による営業者の地位の承継の届出)

第5条 省令第3条第1項及び省令第3条の2第1項の規定による届出は、公衆浴場営業合併（分割）承継届（様式第4号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) [略]

(営業許可事項の変更等の届出)

第6条 省令第4条の規定による届出は、公衆浴場営業許可事項変更届（様式第5号）又は公衆浴場営業停止（廃止）届（様式第6号）により行うものとする。

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

別表第1 (第9条関係)

[略]

別表第2 (第9条関係)

[略]

別表第3 (第10条関係)

[略]

様式第1号 (第2条、第8条関係)

公衆浴場営業許可申請書

[略]

[略]

[略]	
9 申請理由	新規・新築又は改築・土地収用
[略]	
1 2 さいたま市公衆浴場法施行細則第9条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定による水質の基準の一部適用除外を求める場合	[略]
[略]	
1 4	[略]

備考 次の書類を添付してください。

1～4 [略]

5 原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査 (第9条第1項に

別表第1 (第8条関係)

[略]

別表第2 (第8条関係)

[略]

別表第3 (第9条関係)

[略]

様式第1号 (第2条、第7条関係)

公衆浴場営業許可申請書

[略]

注

[略]

[略]		
9 申請理由	新規・営業譲渡・新築又は改築・土地収用	
[略]		
1 2 さいたま市公衆浴場法施行細則第8条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定による水質の基準の一部適用除外を求める場合	[略]	
[略]		
1 4	[略]	
1 5 営業者から浴場業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の浴場業に係る営業者名、許可指令番号及び許可指令年月日並びに浴場業を譲り受けたことを証する旨	営業者名	
	許可指令番号	指令 第 号
	許可指令年月日	年 月 日
	下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から浴場業を譲り受けた者であることに相違ありません。	

備考 次の書類を添付してください。ただし、営業者から浴場業を譲り受けた場合にあつては、第2項から第4項まで及び第6項に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。

1～4 [略]

5 原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査 (第8条第1項に

規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。)の結果を記載した書面の写し

6 [略]

7 [略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

公衆浴場営業許可書

[略]

[略]	
7	さいたま市公衆浴場法施行細則第9条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定により適用しないこととする水質の基準

[略]

様式第4号(第5条関係)

公衆浴場営業相続承継届

[略]

承継者 住所

[略]

[略]

相続により公衆浴場の営業者の地位を承継しましたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 [略]

様式第5号(第6条関係)

公衆浴場営業合併(分割)承継届

[略]

承継者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の氏名

規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。)の結果を記載した書面の写し

6 [略]

7 ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、浴場業を譲り受けたことを証する書類

8 [略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

公衆浴場営業許可書

[略]

[略]	
7	さいたま市公衆浴場法施行細則第8条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定により適用しないこととする水質の基準

[略]

様式第3号(第4条関係)

公衆浴場営業相続承継届

[略]

届出者 住所

[略]

注

[略]

被相続人との続柄

公衆浴場の営業者の地位を承継しましたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 [略]

様式第4号(第5条関係)

公衆浴場営業合併(分割)承継届

[略]

届出者 住所  
氏名

注

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

[略]

公衆浴場の営業者の地位を 合併  
分割 により承継した  
ので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

[略]

備考 [略]

様式第6号 (第7条、第8条関係)

公衆浴場営業許可事項変更届

[略]

[略]

[略]

備考 [略]

様式第7号 (第7条関係)

公衆浴場営業停止 (廃止) 届

[略]

[略]

[略]

備考 [略]

[略]

公衆浴場の営業者の地位を 合併 (分割) により承  
継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定に  
より、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 [略]

様式第5号 (第6条、第7条関係)

公衆浴場営業許可事項変更届

[略]

注

[略]

[略]

備考 [略]

様式第6号 (第6条関係)

公衆浴場営業停止 (廃止) 届

[略]

注

[略]

[略]

備考 [略]

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

公衆浴場営業譲渡承継届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

承継者 住 所  
氏 名  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号  
生年月日

譲渡により公衆浴場の事業者の地位を承継しましたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 公衆浴場の名称	
2 公衆浴場の所在地	
3 公衆浴場の種別	
4 浴場業を譲渡した者の 氏名及び住所、法人にあっ ては、名称、主たる事務所 の所在地及び代表者の氏 名	氏 名
	住 所
5 譲渡年月日	年 月 日
6 許可指令番号	指令 第 号
7 許可指令年月日	年 月 日

備考 次の書類を添付してください。

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(さいたま市興行場法施行細則の一部改正)

第5条 さいたま市興行場法施行細則（平成14年さいたま市規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(営業の許可申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により興行場の経営の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、さいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の規定により設置された保健所の長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が法人の場合は、定款又は<u>寄附行為の写し及び登記事項証明書</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p><u>(譲渡による営業者の地位の承継の届出)</u></p> <p>第4条 法第2条の2第2項の規定による<u>営業の譲渡による興行場営業を営む者の地位の承継の届出</u>は、興行場営業譲渡承継届（様式第3号）により行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類</u></p> <p>(2) <u>届出者が法人の場合にあっては、法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p>	<p>(営業の許可申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により興行場の経営の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、さいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の規定により設置された保健所の長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。<u>ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号から第7号までに掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1) 申請者が法人の場合は、定款又は<u>寄付行為の写し及び登記事項証明書</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、興行場営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>(9) [略]</p>

(相続による営業者の地位の承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定による相続による興行場営業を営む者の地位の承継の届出は、興行場営業相続承継届(様式第4号)により行うものとする。

2 [略]

(合併又は分割による営業者の地位の承継の届出)

第6条 法第2条の2第2項の規定による合併又は分割による興行場営業を営む者の地位の承継の届出は、興行場営業合併(分割)承継届(様式第5号)により行うものとする。

2 [略]

(届出事項の変更)

第7条 営業を許可された者(以下「営業者」という。)は、第2条の営業許可申請書又は第4条第1項、第5条第1項若しくは前条第1項の届出書に記載した事項を変更したときは、その日から10日以内に興行場営業許可申請事項変更届(様式第6号)を保健所長に提出しなければならない。

(営業の停止等の届出)

第8条 営業者は、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときは、その日から10日以内に興行場営業停止(廃止)届(様式第7号)を保健所長に提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

興行場営業許可申請書

[略]

[略]

[略]

9 [略]

(相続による営業者の地位の承継の届出)

第4条 法第2条の2第2項の規定による興行場営業を営む者の地位の承継の届出は、興行場営業相続承継届(様式第3号)により行うものとする。

2 [略]

(合併又は分割による営業者の地位の承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定による合併又は分割による興行場営業を営む者の地位の承継の届出は、興行場営業合併(分割)承継届(様式第4号)により行うものとする。

2 [略]

(届出事項の変更)

第6条 営業を許可された者(以下「営業者」という。)は、第2条の営業許可申請書又は第4条第1項若しくは前条第1項の届出書に記載した事項を変更したときは、その日から10日以内に興行場営業許可申請事項変更届(様式第5号)を保健所長に提出しなければならない。

(営業の停止等の届出)

第7条 営業者は、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときは、その日から10日以内に興行場営業停止(廃止)届(様式第6号)を保健所長に提出しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

興行場営業許可申請書

[略]

注

[略]

[略]

9 [略]

10 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の興行場営業に係る営業者名、許可指令番号及び許可指令年月日並びに興行場営業を譲り受けたことを証する

営業者名	
許可指令番号	指令 第 号
許可指令年月日	年 月 日
下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から興行場営業を譲り受けた者であることに相違ありません。	

備考 次の書類を添付してください。

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  
- 2 興行場の周囲200メートル以内の排水路及び住宅等を示す見取図
  
- 3 敷地内の建物の配置図
- 4 観覧席、喫煙所、便所、通路等を明らかにした各階の平面図
- 5 施設の正面図、側面図及び天井伏図
- 6 観覧席の断面図
- 7 構造及び設備の仕様書
- 8 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第4号（第5条関係）

興行場営業相続承継届

[略]

承継者 住 所

[略]

[略]

[略]

[略]		
4 相続人	[略]	
	住	所

備考

- 1 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合にあつては、3から8の(1)及び(2)までの記載事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができます。
- 2 次の書類を添付してください。ただし、興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合にあつては、第3号から第7号までに掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。
  - (1) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - (2) 興行場の周囲200メートル以内の排水路及び住宅等を示す見取図
  - (3) 敷地内の建物の配置図
  - (4) 観覧席、喫煙所、便所、通路等を明らかにした各階の平面図
  - (5) 施設の正面図、側面図及び天井伏図
  - (6) 観覧席の断面図
  - (7) 構造及び設備の仕様書
  - (8) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、興行場営業を譲り受けたことを証する書類
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

注

様式第3号（第4条関係）

興行場営業相続承継届

[略]

届出者 住 所

[略]

注

[略]

生年月日

被相続人との続柄

[略]

[略]		
4 相続人	[略]	
	住	所

	[略]
[略]	

備考 [略]

様式第5号 (第6条関係)

興行場営業合併 (分割) 承継届

[略]

承継者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の氏名

[略]

興行場の営業者の地位を 合併 / 分割 により承継しまし

たので、興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]
-----

備考 [略]

様式第6号 (第7条関係)

興行場営業許可申請事項変更届

[略]

[略]

[略]
-----

備考 [略]

様式第7号 (第8条関係)

興行場営業停止 (廃止) 届

[略]

[略]

[略]
-----

備考 [略]

	生年月日	年	月	日
	[略]			
[略]				

備考 [略]

様式第4号 (第5条関係)

興行場営業合併 (分割) 承継届

[略]

届出者 住所  
氏名

注

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

[略]

興行場の営業者の地位を 合併 / 分割 により承継

しましたので、興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]
-----

備考 [略]

様式第5号 (第6条関係)

興行場営業許可申請事項変更届

[略]

注

[略]

[略]
-----

備考 [略]

様式第6号 (第7条関係)

興行場営業停止 (廃止) 届

[略]

注

[略]

[略]
-----

備考 [略]

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

興行場営業譲渡承継届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

承継者 住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

譲渡により興行場の営業者の地位を承継しましたので、興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 興行場の名称	
2 興行場の所在地	
3 興行場の種別	
4 興行場営業を譲渡した者の氏名及び住所、法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	氏 名
	住 所
5 譲渡年月日	年 月 日
6 許可指令番号	指令 第 号
7 許可指令年月日	年 月 日

備考 次の書類を添付してください。

- 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(さいたま市理容師法施行細則の一部改正)

第6条 さいたま市理容師法施行細則（平成14年さいたま市規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(届出の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 営業の譲渡による開設者の地位の承継の届出 理容所譲渡承継届（様式第5号）</u></p> <p><u>(4) 相続による開設者の地位の承継の届出 理容所相続承継届（様式第6号）</u></p> <p><u>(5) 合併又は分割による開設者の地位の承継の届出 理容所合併（分割）承継届（様式第7号）</u></p> <p><u>(6) 出張理容の届出 出張理容届（様式第8号）</u></p> <p><u>(7) 出張理容の届出事項の変更又は廃業の届出 出張理容届出事項変更（廃業）届（様式第9号）</u></p> <p>様式第2号（第3条関係） 理容所休業（再開）届</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>様式第3号（第4条関係） （表） 理容所開設届</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>	<p>(届出の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 相続による開設者の地位の承継の届出 理容所相続承継届（様式第5号）</p> <p>(4) 合併又は分割による開設者の地位の承継の届出 理容所合併（分割）承継届（様式第6号）</p> <p>(5) 出張理容の届出 出張理容届（様式第7号）</p> <p>(6) 出張理容の届出事項の変更又は廃業の届出 出張理容届出事項変更（廃業）届（様式第8号）</p> <p>様式第2号（第3条関係） 理容所休業（再開）届</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">注</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>様式第3号（第4条関係） （表） 理容所開設届</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: right;">注</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>

作業面の照度	Lux		
換気	機械（換気扇・空調機）・自然		
消毒方法及び設備	煮沸（台）・蒸気（台）・紫外線（台） 薬物消毒 （消毒用エタノール液・次亜塩素酸ナトリウム液 逆性石ケン液・その他（ ））		
消毒済器具・タオル等格納棚	器具（箇所）	タオル等（箇所）	
未消毒器具・タオル等分別スペース	器具（箇所）	タオル等（箇所）	
[略]			
[略]	給湯設備	有・無	[略]
[略]			
従業員控室	[略]		

備考 次の書類を添付してください。

1～7 [略]

照明	蛍光灯・白熱灯・ハロゲン・LED・その他（ ） 計 個 照度 Lux		
換気	機械（換気扇・空調機）・自然（開閉自由な窓 方向）		
消毒方法及び設備	煮沸（台）・蒸気（台）・紫外線（台） 薬物消毒 （消毒用エタノール液・次亜塩素酸ナトリウム液 逆性石ケン液・その他（ ）） （液量計：① ml 本/② ml 本）		
消毒済器具・タオル等格納棚	器具（個）	タオル等（個）	
未消毒器具・タオル等分別スペース	器具（ ）	タオル等（ ）	
[略]			
[略]	給湯設備	ガス・ボイラー・電気・湯沸器・その他（ ）	[略]
[略]			
従業員控室	[略]		
理容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の営業に係る開設者名、確認済証番号及び確認済証年月日並びに当該営業を譲り受けたことを証する旨	開設者名		
	確認済証番号	第 号	
	確認済証年月日	年 月 日	
	下記事項を確認後、□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から営業を譲り受けた者であることに相違ありません。		

備考 次の書類を添付してください。ただし、理容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。

1～7 [略]

8 ただし書の適用を受ける場合にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類

8 [略]

様式第4号(第4条関係)

理容所開設届出事項変更(廃止)届

[略]

届出者 住所

[略]

[略]

[略]

備考 [略]

様式第6号(第4条関係)

理容所相続承継届

[略]

[略]

相続により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 [略]

様式第7号(第4条関係)

理容所合併(分割)承継届

[略]

承継者 主たる事務所所在地

[略]

[略]

[略]

備考 [略]

様式第8号(第4条関係)

出張理容届

[略]

[略]

[略]

備考 [略]

様式第9号(第4条関係)

出張理容届出事項変更(廃業)届

9 [略]

注

様式第4号(第4条関係)

理容所開設届出事項変更(廃止)届

[略]

開設者 住所

[略]

注

[略]

[略]

備考 [略]

注

様式第5号(第4条関係)

理容所相続承継届

[略]

注

[略]

理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 [略]

様式第6号(第4条関係)

理容所合併(分割)承継届

[略]

承継者 主たる事務所住所

[略]

注

[略]

[略]

備考 [略]

様式第7号(第4条関係)

出張理容届

[略]

注

[略]

[略]

備考 [略]

注

様式第8号(第4条関係)

出張理容届出事項変更(廃業)届

[略]	[略]
[略]	[略] 注
[略]	[略]
備考 [略]	備考 [略]
	注

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第5号（第4条関係）

理 容 所 営 業 譲 渡 承 継 届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

承継者 住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号  
生年月日

営業の譲渡により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

理 容 所 の 名 称	
理 容 所 の 所 在 地	
営業を譲渡した者の氏名及び住所、法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	氏 名
	住 所
譲 渡 年 月 日	年 月 日

備考 次の書類を添付してください。

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 承継者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 3 承継者が法人の場合は、登記事項証明書
- 4 前3項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(さいたま市美容師法施行細則の一部改正)

第7条 さいたま市美容師法施行細則（平成14年さいたま市規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(届出の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 営業の譲渡による開設者の地位の承継の届出</u> <u>美容所譲渡承継届（様式第5号）</u></p> <p><u>(4) 相続による開設者の地位の承継の届出</u> 美容所相続承継届（様式第6号）</p> <p>(5) 合併又は分割による開設者の地位の承継の届出 美容所合併（分割）承継届（様式第7号）</p> <p>(6) 出張美容の届出 出張美容届（様式第8号）</p> <p>(7) 出張美容の届出事項の変更又は廃業の届出 出張美容届出事項変更（廃業）届（様式第9号）</p> <p>様式第2号（第3条関係） 美容所休業（再開）届</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>様式第3号（第4条関係） （表） 美容所開設届</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>	<p>(届出の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 相続による開設者の地位の承継の届出 美容所相続承継届（様式第5号）</p> <p><u>(4) 合併又は分割による開設者の地位の承継の届出</u> 美容所合併（分割）承継届（様式第6号）</p> <p>(5) 出張美容の届出 出張美容届（様式第7号）</p> <p><u>(6) 出張美容の届出事項の変更又は廃業の届出</u> 出張美容届出事項変更（廃業）届（様式第8号）</p> <p>様式第2号（第3条関係） 美容所休業（再開）届</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">注</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>様式第3号（第4条関係） （表） 美容所開設届</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: right;">注</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>

作業面の照度	Lux		
換気	機械（換気扇・空調機）・自然		
消毒方法及び設備	煮沸（台）・蒸気（台）・紫外線（台） 薬物消毒 （消毒用エタノール液・次亜塩素酸ナトリウム液 逆性石ケン液・その他（ ））		
消毒済器具・タオル等格納棚	器具（箇所）	タオル等（箇所）	
未消毒器具・タオル等分別スペース	器具（箇所）	タオル等（箇所）	
[略]			
[略]	給湯設備	有・無	[略]
[略]			
従業員控室	[略]		

備考 次の書類を添付してください。

1～7 [略]

照明	蛍光灯・白熱灯・ハロゲン・LED・その他（ ） 計 個 照度 Lux		
換気	機械（換気扇・空調機）・自然（開閉自由な窓 方向）		
消毒方法及び設備	煮沸（台）・蒸気（台）・紫外線（台） 薬物消毒 （消毒用エタノール液・次亜塩素酸ナトリウム液 逆性石ケン液・その他（ ）） （液量計：① ml 本/② ml 本）		
消毒済器具・タオル等格納棚	器具（個）	タオル等（個）	
未消毒器具・タオル等分別スペース	器具（ ）	タオル等（ ）	
[略]			
[略]	給湯設備	ガス・ボイラー・電気・湯沸器・その他（ ）	[略]
[略]			
従業員控室	[略]		
美容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の営業に係る開設者名、確認済証番号及び確認済証年月日並びに当該営業を譲り受けたことを証する旨	開設者名		
	確認済証番号	第 号	
	確認済証年月日	年 月 日	
	下記事項を確認後、□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から営業を譲り受けた者であることに相違ありません。		

備考 次の書類を添付してください。ただし、美容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。

1～7 [略]

8 ただし書の適用を受ける場合にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類

8 [略]

様式第4号(第4条関係)

美容所開設届出事項変更(廃止)届

[略]

届出者 住所

[略]

[略]

[略]

備考 [略]

様式第6号(第4条関係)

美容所相続承継届

[略]

[略]

相続により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 [略]

様式第7号(第4条関係)

美容所合併(分割)承継届

[略]

承継者 主たる事務所の所在地

[略]

[略]

[略]

備考 [略]

様式第8号(第4条関係)

出張美容届

[略]

[略]

[略]

備考 [略]

様式第9号(第4条関係)

出張美容届出事項変更(廃業)届

9 [略]

注

様式第4号(第4条関係)

美容所開設届出事項変更(廃止)届

[略]

開設者 住所

[略]

注

[略]

[略]

備考 [略]

注

様式第5号(第4条関係)

美容所相続承継届

[略]

注

[略]

美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 [略]

様式第6号(第4条関係)

美容所合併(分割)承継届

[略]

承継者 主たる事務所住所

[略]

注

[略]

[略]

備考 [略]

様式第7号(第4条関係)

出張美容届

[略]

注

[略]

[略]

備考 [略]

注

様式第8号(第4条関係)

出張美容届出事項変更(廃業)届

<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p>	<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">注</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>注</p>
--	--

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第5号（第4条関係）

美容所営業譲渡承継届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

承継者 住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号  
生年月日

営業の譲渡により理容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

美 容 所 の 名 称		
美 容 所 の 所 在 地		
営業を譲渡した者の氏名及び住所、法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	氏 名	
	住 所	
譲 渡 年 月 日	年	月 日

備考 次の書類を添付してください。

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 承継者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 3 承継者が法人の場合は、登記事項証明書
- 4 前3項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(さいたま市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第8条 さいたま市クリーニング業法施行細則(平成14年さいたま市規則第78号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前									
<p>(届出の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p><u>(4) 営業の譲渡による営業者の地位の承継の届出</u> <u>クリーニング営業譲渡承継届(様式第6号)</u></p> <p><u>(5) 相続による営業者の地位の承継の届出</u> <u>ク</u><u>リ</u><u>ー</u><u>ン</u><u>グ</u><u>営</u><u>業</u><u>相</u><u>続</u><u>承</u><u>継</u><u>届</u> <u>(様式第7号)</u></p> <p><u>(6) 合併又は分割による営業者の地位の承継の届出</u> <u>ク</u><u>リ</u><u>ー</u><u>ン</u><u>グ</u><u>営</u><u>業</u><u>合</u><u>併</u><u>(</u><u>分</u><u>割</u><u>)</u> <u>承</u><u>継</u><u>届</u> <u>(様式第8号)</u></p> <p>様式第2号(第3条関係) クリーニング営業休業(再開)届 [略] [略] [略]</p> <p>様式第3号(第4条関係)(表) クリーニング所開設届 [略] [略] [略] 開設予定日 [略]</p>	<p>(届出の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) 相続による営業者の地位の承継の届出 <u>ク</u><u>リ</u><u>ー</u><u>ン</u><u>グ</u><u>営</u><u>業</u><u>者</u><u>相</u><u>続</u><u>承</u><u>継</u><u>届</u> <u>(様式第6号)</u></p> <p>(5) 合併又は分割による営業者の地位の承継の届出 <u>ク</u><u>リ</u><u>ー</u><u>ン</u><u>グ</u><u>営</u><u>業</u><u>者</u><u>合</u><u>併</u><u>(</u><u>分</u><u>割</u><u>)</u> <u>承</u><u>継</u><u>届</u> <u>(様式第7号)</u></p> <p>様式第2号(第3条関係) クリーニング営業休業(再開)届 [略] 注 [略] [略]</p> <p>様式第3号(第4条関係)(表) クリーニング所開設届 [略] 注 [略] [略] 開設予定日 [略]</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">営業者からクリーニング業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前のクリーニング業に係る開設</td> <td>開設者名</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>確認済証番号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>確認済証年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下記事項を確認後、<input type="checkbox"/>にチェックしてください。</td> </tr> </table>	営業者からクリーニング業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前のクリーニング業に係る開設	開設者名	第 号	確認済証番号	年 月 日	確認済証年月日	年 月 日	下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。	
営業者からクリーニング業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前のクリーニング業に係る開設	開設者名		第 号							
	確認済証番号		年 月 日							
	確認済証年月日		年 月 日							
	下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。									

者名、確認済証  
番号及び確認済  
証年月日並びに  
クリーニング業  
を譲り受けたこ  
とを証する旨

私は上記の者からク  
リーニング業を譲り受  
けた者であることに相  
違ありません。

様式第3号（第4条関係）（裏）

[略]

備考 次の書類を添付してください。

1～5 [略]

6 [略]

様式第4号（第4条関係）（表）

無店舗取次店営業届

[略]

[略]

[略]

営業開始予定日

[略]

様式第4号（第4条関係）（裏）

[略]

備考 次の書類を添付してください。

1・2 [略]

様式第3号（第4条関係）（裏）

[略]

備考 次の書類を添付してください。ただし、営業者からクリーニング業を譲り受けた場合にあっては、第1項から第3項までに掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。

1～5 [略]

6 ただし書の適用を受ける場合にあっては、クリーニング業を譲り受けたことを証する書類

7 [略]

注

様式第4号（第4条関係）（表）

無店舗取次店営業届

[略]

注

[略]

[略]

営業開始予定日

[略]

営業者から無店舗取次店の営業を譲り受けた場合にあっては、譲渡前の無店舗取次店の営業に係る開設者名及び届出年月日並びに営業を譲り受けたことを証する旨

開設者名

届出年月日

年 月 日

下記事項を確認後、にチェックしてください。

私は上記の者から無店舗取次店の営業を譲り受けた者であることに相違ありません。

様式第4号（第4条関係）（裏）

[略]

備考 次の書類を添付してください。ただし、営業者から無店舗取次店の営業を譲り受けた場合であって、第1項に掲げる書類に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができます。

1・2 [略]

様式第5号（第4条関係）

クリーニング営業届出事項変更（廃止）届

[略]

届出者 住所

[略]

[略]

[略]

備考 [略]

様式第7号（第4条関係）

クリーニング営業相続承継届

[略]

（宛先）さいたま市保健所長

承継者 本籍

住所

[略]

[略]

相続によりクリーニング事業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

クリーニング所（無店舗取次店）の名称

[略]

備考 [略]

様式第8号（第4条関係）

クリーニング営業合併（分割）承継届

[略]

承継者 主たる事務所の所在地

の所在地

[略]

[略]

クリーニング事業者の地位を合併分割により承継

したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

クリーニング所（無店舗取次店）の名称

[略]

備考 [略]

3 ただし書の適用を受ける場合にあつては、  
営業を譲り受けたことを証する書類

様式第5号（第4条関係）

クリーニング営業届出事項変更（廃止）届

[略]

開設者 住所

[略]

注

[略]

[略]

備考 [略]

注

様式第6号（第4条関係）

クリーニング事業者相続承継届

[略]

（宛先）さいたま市保健所長

住所

[略]

注

[略]

クリーニング事業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称

[略]

備考 [略]

様式第7号（第4条関係）

クリーニング事業者合併（分割）承継届

[略]

主たる事務所の所在地

の所在地

[略]

注

[略]

クリーニング事業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称

[略]

備考 [略]

様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第6号（第4条関係）

ク リ ー ニ ン グ 営 業 譲 渡 承 継 届

年 月 日

(宛先)さいたま市保健所長

承継者 本 籍  
住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号  
生年月日

営業の譲渡によりクリーニング業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

クリーニング所（無店舗取次店）の名称	
クリーニング所の所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号	
営業を譲渡した者の氏名及び住所、法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	氏 名
	住 所
譲 渡 年 月 日	年 月 日

備考 次の書類を添付してください。

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従業者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類
- 3 承継者が法人の場合は、登記事項証明書
- 4 前3項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第101号

さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活保護法施行細則（平成13年さいたま市規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>様式第7号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">給与証明書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">控除額</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村民税・<u>森林環境税</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]		控除額	[略]	市町村民税・ <u>森林環境税</u>	[略]		[略]		<p>様式第7号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">給与証明書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">控除額</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村民税</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]		控除額	[略]	市町村民税	[略]		[略]	
[略]																			
控除額	[略]																		
	市町村民税・ <u>森林環境税</u>																		
[略]																			
[略]																			
[略]																			
控除額	[略]																		
	市町村民税																		
[略]																			
[略]																			
<p>様式第23号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">就労自立給付金決定通知書</p> <p>[略]</p> <p>(備考)</p> <p>就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、<u>所得税、個人住民税及び森林環境税</u>が課税されることとなります。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第23号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">就労自立給付金決定通知書</p> <p>[略]</p> <p>(備考)</p> <p>就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、<u>所得税及び個人住民税</u>が課税されることとなります。</p> <p>[略]</p>																		
<p>様式第25号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">進学準備給付金支給（不支給）決定通知書</p> <p>[略]</p> <p>(備考)</p>	<p>様式第25号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">進学準備給付金支給（不支給）決定通知書</p> <p>[略]</p> <p>(備考)</p>																		

進学準備給付金は、所得税、個人住民税及び森林環境税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

[略]

進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

[略]

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市生活保護法施行細則様式第7号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第102号

さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
様式第7号（第2条関係） 給与証明書		様式第7号（第2条関係） 給与証明書	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
控除額	[略]	控除額	[略]
	市町村民税・ 森林環境税		市町村民税
[略]		[略]	
[略]		[略]	

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則様式第7号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第103号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(国民健康保険税に係る文書の様式) 第3条 国民健康保険税に係る文書の様式は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(23) [略] <u>(24) 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書（様式第26号）</u> <u>(25) 産前産後保険料（税）免除異動連絡票（様式第27号）</u>	(国民健康保険税に係る文書の様式) 第3条 国民健康保険税に係る文書の様式は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(23) [略]

様式第25号の次に次の2様式を加える。

様式第26号（第3条関係）

産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書

（宛先）さいたま市長

さいたま市国民健康保険税条例第21条第3項に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

届出年月日	年 月 日	
世帯主	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	個人番号	
	電話番号	
出産する方	<input type="checkbox"/> 世帯主と同じ ※世帯主と出産する方が同じ場合は記入不要です。	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	個人番号	
出産予定日又は出産日	年 月 日	
単胎妊娠又は多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎	
<注意事項>		

様式第27号（第3条関係）

産前産後保険料（税）免除異動連絡票		
発行年月日 年 月 日発行		
出 産 被 保 険 者	氏名	
	生年月日	
	出産予定日 又は 出産日	
	単胎・多胎の別	
交 付 者	印	
注意事項		

## 附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

さいたま市規則第104号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(事前調査の方法)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 <u>解体等建設工事（特定建築材料（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第11項の特定建築材料をいう。）が使用されているおそれ</u><u>が大きいものとして環境大臣が定める工作物以外の工作物に係る工事</u><u>にあっては、塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。）</u>に係る前項に規定する調査（同項ただし書に規定する場合を除く。）については、<u>大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の5第2号の規定により環境大臣が定める者</u>に行わせることとする。ただし、<u>当該解体等建設工事の自主施工者である個人（解体等建設工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(事前調査の説明事項)</p> <p>第45条の2 [略]</p> <p>2 条例第61条第1項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 前号に掲げる石綿排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に定める方法により、行うものでないときは、その理由</p> <p>(10)・(11) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(事前調査の方法)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 <u>建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前項に規定する調査（同項ただし書に規定する場合を除く。）については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者</u>に行わせることとする。ただし、<u>解体等建設工事の自主施工者である個人（解体等建設工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(事前調査の説明事項)</p> <p>第45条の2 [略]</p> <p>2 条例第61条第1項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 前号に掲げる石綿排出等作業の方法が大気汚染防止法<u>（昭和43年法律第97号）</u>第18条の19各号に定める方法により、行うものでないときは、その理由</p> <p>(10)・(11) [略]</p>

(解体等建設工事に係る調査に関する記録等)

第45条の4 条例第61条第3項及び第4項に規定する記録は、次に掲げる事項(解体等建設工事に係る建築物等が第45条第1項第1号から第5号までに掲げるもののいずれかに該当する場合には、第1号から第5号までに掲げる事項に限る。)について作成し、これを解体等建設工事が終了した日から3年間保存するものとする。

(1)~(7) [略]

(8) 第45条第2項に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名

(9) [略]

(10) 解体等建設工事に係る建築物等の部分における各建築材料が石綿含有建築材料に該当するかどうか(第45条第3項ただし書の規定により当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠

2 第45条第2項に規定する調査を行ったときは、前項の記録を、前項第8号に規定する者が第45条第2項に規定する環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。

別表第2(第22条、第37条、第41条関係) ばい煙に係る規制基準

(1) 硫黄酸化物に係る規制基準

ア・イ [略]

備考 この式によって算出される硫黄酸化物の量は、大気汚染防止法施行規則別表第1の備考第1号若しくは第2号に掲げる測定方法又は硫黄酸化物の量の測定法(昭和57年環境庁告示第76号)により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

ウ [略]

(2)~(5) [略]

様式第26号(第58条関係)

特定化学物質取扱量等報告書

[略]

[略]		
連絡先	[略]	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
[略]		

備考 [略]

(解体等建設工事に係る調査に関する記録等)

第45条の4 条例第61条第3項及び第4項に規定する記録は、次に掲げる事項(解体等建設工事に係る建築物等が第45条第1項第1号から第5号までに掲げるもののいずれかに該当する場合には、第1号から第5号までに掲げる事項に限る。)について作成し、これを解体等建設工事が終了した日から3年間保存するものとする。

(1)~(7) [略]

(8) 第45条第3項に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名

(9) [略]

(10) 解体等建設工事に係る建築物等の部分における各建築材料が石綿含有建築材料に該当するかどうか(第45条第2項ただし書の規定により当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠

2 第45条第2項に規定する調査を行ったときは、前項の記録を、前項第8号に規定する者が第45条第3項に規定する環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。

別表第2(第22条、第37条、第41条関係) ばい煙に係る規制基準

(1) 硫黄酸化物に係る規制基準

ア・イ [略]

備考 この式によって算出される硫黄酸化物の量は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)別表第1の備考第1号若しくは第2号に掲げる測定方法又は硫黄酸化物の量の測定法(昭和57年環境庁告示第76号)により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

ウ [略]

(2)~(5) [略]

様式第26号(第58条関係)

特定化学物質取扱量等報告書

[略]

[略]		
連絡先	[略]	
	電話番号	
[略]		

備考 [略]

<p>別紙</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: center;">前年度の特定化学物質の名称及び取扱量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">           特定化学物質の 区分（該当の番 号に○を付し、 管理番号を記載 すること。）         </td> <td style="width: 80%; padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>5 取扱量、使用量、製造量及び取り扱う量の 有効数字は2桁とすること。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p>7 [略]</p>	特定化学物質の 区分（該当の番 号に○を付し、 管理番号を記載 すること。）	[略]	<p>別紙</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p style="text-align: center;">前年度の特定化学物質の名称及び取扱量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">           特定化学物質の 区分（該当の番 号に○を付し、 号番号を記載す ること。）         </td> <td style="width: 80%; padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 特定化学物質の号番号は、さいたま市生活 環境の保全に関する条例施行規則別表第17 並びに特定化学物質の環境への排出量の把握 等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 別表第1及び別表第2を参照して記載するこ と。</u></p> <p>7 [略]</p>	特定化学物質の 区分（該当の番 号に○を付し、 号番号を記載す ること。）	[略]
特定化学物質の 区分（該当の番 号に○を付し、 管理番号を記載 すること。）	[略]				
特定化学物質の 区分（該当の番 号に○を付し、 号番号を記載す ること。）	[略]				

### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第45条の4の改正は公布の日から、様式第26号の改正は令和6年4月1日から施行する。

さいたま市規則第105号

さいたま市火災予防規則の一部を改正する規則

さいたま市火災予防規則（平成13年さいたま市規則第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																																																														
<p style="text-align: center;">(標識、標示等の寸法、色等)</p> <p>第5条 条例第13条の2第1項及び第3項、第18条第1項第7号及び第3項、第18条の2第2項、第19条第2項及び第3項、第20条第2項及び第4項、第24条第3号、<u>第33条第2項及び第3項第2号</u>、第42条第2項第1号、第51条第3項、第52条第2項第1号並びに第59条第4号に規定する標識、標示、掲示板、表示板及び満員札の寸法等は、別表によるものとする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">規制事項</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">寸法</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">色</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">幅 cm</th> <th style="width: 10%;">長さ cm</th> <th style="width: 10%;">地</th> <th style="width: 10%;">文字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">標識の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>根拠条文</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第33条第3項第2号</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第7号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">急速充電設備 燃料電池発電設備 変電設備設置届出書 発電設備 蓄電池設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>届</td> <td>[略]</td> <td>全出力又</td> <td><u>kW</u></td> </tr> </table>	規制事項	寸法		色		幅 cm	長さ cm	地	文字	標識の種類					根拠条文					[略]					<u>第33条第3項第2号</u>	[略]				[略]					[略]					[略]				届	[略]	全出力又	<u>kW</u>	<p style="text-align: center;">(標識、標示等の寸法、色等)</p> <p>第5条 条例第13条の2第1項及び第3項、第18条第1項第7号及び第3項、第18条の2第2項、第19条第2項及び第3項、第20条第2項及び第4項、第24条第3号、<u>第33条第2項及び第4項第2号</u>、第42条第2項第1号、第51条第3項、第52条第2項第1号並びに第59条第4号に規定する標識、標示、掲示板、表示板及び満員札の寸法等は、別表によるものとする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">規制事項</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">寸法</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">色</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">幅 cm</th> <th style="width: 10%;">長さ cm</th> <th style="width: 10%;">地</th> <th style="width: 10%;">文字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">標識の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>根拠条文</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第33条第4項第2号</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第7号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">急速充電設備 燃料電池発電設備 変電設備設置届出書 発電設備 蓄電池設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>届</td> <td>[略]</td> <td>全出力又</td> <td><u>Kw</u></td> </tr> </table>	規制事項	寸法		色		幅 cm	長さ cm	地	文字	標識の種類					根拠条文					[略]					<u>第33条第4項第2号</u>	[略]				[略]					[略]					[略]				届	[略]	全出力又	<u>Kw</u>
規制事項		寸法		色																																																																																											
	幅 cm	長さ cm	地	文字																																																																																											
標識の種類																																																																																															
根拠条文																																																																																															
[略]																																																																																															
<u>第33条第3項第2号</u>	[略]																																																																																														
[略]																																																																																															
[略]																																																																																															
[略]																																																																																															
届	[略]	全出力又	<u>kW</u>																																																																																												
規制事項	寸法		色																																																																																												
	幅 cm	長さ cm	地	文字																																																																																											
標識の種類																																																																																															
根拠条文																																																																																															
[略]																																																																																															
<u>第33条第4項第2号</u>	[略]																																																																																														
[略]																																																																																															
[略]																																																																																															
[略]																																																																																															
届	[略]	全出力又	<u>Kw</u>																																																																																												

出 設 備	は蓄電池 容量		kWh
	[略]		
[略]			
備考			
1・2 [略]			
3 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、変電設備又は発電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。			
4～6 [略]			

出 設 備	は定格容 量		AH・セ ル
	[略]		
[略]			
備考			
1・2 [略]			
3 全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、変電設備又は発電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。			
4～6 [略]			

### 附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第5条及び別表の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第106号

さいたま市市税事務所の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市市税事務所の職員の兼務に関する規則（令和元年さいたま市規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
財政局北部市税事務所（個人課税課を除く。）及び南部市税事務所（個人課税課を除く。）に属する職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務に従事する財政局北部市税事務所個人課税課及び南部市税事務所個人課税課に所属する職員の職を兼ねるものとみなす。 (1)・(2) [略] (3) 市税、個人の県民税、 <u>森林環境税</u> 及び国民健康保険税の徴収金の徴収に関すること。	財政局北部市税事務所（個人課税課を除く。）及び南部市税事務所（個人課税課を除く。）に属する職員は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務に従事する財政局北部市税事務所個人課税課及び南部市税事務所個人課税課に所属する職員の職を兼ねるものとみなす。 (1)・(2) [略] (3) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税の徴収金の徴収に関すること。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

さいたま市規則第107号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
1 総則		1 総則	
様式番号	名称	様式番号	名称
[略]		[略]	
9の3	市民税・県民税・ <u>森林環境税</u> 特別徴収督促状	9の3	市民税・県民税特別徴収督促状
[略]		[略]	
36	過誤納金還付（ <u>充当等</u> ）通知書	36	過誤納金還付（ <u>充当</u> ）通知書
37	配当割額及び株式等譲渡所得割額還付（ <u>充当等</u> ）通知書	37	配当割額及び株式等譲渡所得割額還付（ <u>充当</u> ）通知書
38	第二次納税義務者の納付（納入）金に還付（ <u>充当等</u> ）したときの過（誤）納金還付（ <u>充当等</u> ）通知書	38	第二次納税義務者の納付（納入）金に還付（ <u>充当</u> ）したときの過（誤）納金還付（ <u>充当</u> ）通知書
2 市民税		2 市民税	
様式番号	名称	様式番号	名称
[略]		[略]	
41	市民税・県民税・ <u>森林環境税</u> 税額決定（納税）通知書	41	市民税・県民税税額決定（納税）通知書
42	市民税・県民税・ <u>森林環境税</u> 税額 変更（決定）通知書	42	市民税・県民税 税額 変更（決定）通知書
[略]		[略]	
45の2	市民税・県民税・ <u>森林環境税</u> の公的年金からの特別徴収停止通知書	45の2	市民税・県民税の公的年金からの特別徴収停止通知書
[略]		[略]	
47	市民税・県民税減免申請書兼 <u>森林環境税</u> 免除申請書	47	市民税・県民税減免申請書
47の2	市民税・県民税・ <u>森林環境税</u> 減免・免除可否決定通知書	47の2	市民税・県民税 <u>減免</u> 可否決定通知書

47の3	市民税・県民税・森林環境税減免 ・免除取消決定通知書
[略]	

3～8 [略]

別表第2 (第12条の5関係)

市民税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
条例第47条第1項第1号に該当する場合	1 災害(震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいう。以下この表、次表、別表第5及び別表第6において同じ。)により、次の各号のいずれかに該当することとなった者 (1)・(2) [略]	[略]	条例第47条第2項に規定する申請書(以下この表において「申請書」という。)の提出があった日(市長が必要があると認める場合には、減免を受けようとする事由が発生した日。以下この表において同じ。)以後に納期限が到来する当該年度の税額(条例第37条第1項、第44条の2第1項又は第44条の5第1項の規定により特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される者である場合には、申請書の提出があった日以後に支払を受けるべき法第3
	2 災害により個人の市民税の納税義務者(その者の法第314条の2第1項第1号に規定する政令で定める親族を含む。以下この項において同じ。)の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この表において同じ。)及び前年の法第29		

47の3	市民税・県民税減免取消決定通知書
[略]	

3～8 [略]

別表第2 (第12条の5関係)

市民税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
条例第47条第1項第1号に該当する場合	1 天災その他の災害により、次の各号のいずれかに該当することとなった者 (1)・(2) [略]	[略]	災害を受けた日以後に到来する納期において納付する当該年度の税額(特別徴収に係るものにあつては、仮に普通徴収の方法によって徴収するとした場合における納期において納付する当該年度の税額)について適用する。ただし、災害を受けた日がその年度の翌年度の賦課期日以後であるときは、翌年度の税額についても適用する。
	2 天災その他の災害により個人の市民税の納税義務者(その者の法第292条第1項第7号及び第9号に規定する同一生計配偶者及び扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。以下「損害金額」という。)及び前年の同項第13号に規定する合計所		

2条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この表において「合計所得金額」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められる者

(1) 損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上（災害により当該納税義務者の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書（第4号において「罹災証明書」という。）により確認することができる場合を含む。次号及び第3号において同じ。）で前年の合計所得金額が500万円以下であること。

(2)・(3) [略]

17条の2第1項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等の支払の際に徴収されるべき当該年度の税額をいう。以下この表において同じ。）について適用する。ただし、災害を受けた日とその年度の翌年度の賦課期日以後であるときは、翌年度の税額についても適用する。

得金額（以下「合計所得金額」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められる者

(1) 損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上で前年の合計所得金額が500万円以下であること。

(2)・(3) [略]

	(4) 損害金額 がその住宅 又は家財の 価格の10 分の3以上 10分の5 未満(災害 により当該 納税義務者 の所有に係 る住宅につ きこれと同 程度の損害 を受けたこ とについて 罹災証明書 により確認 することが できる場合 を含む。次 号及び第6 号において 同じ。)で 前年の合計 所得金額が 500万円 以下である こと。 (5)・(6) [略 ]				(4) 損害金額 がその住宅 又は家財の 価格の10 分の3以上 10分の5 未満で前年 の合計所得 金額が50 0万円以下 であること。				(5)・(6) [略 ]
条例 第4 7条 第1 項第 2号 に該 当す る場 合	[略]		申請書の提 出があった 日以後に納 期限が到来 する当該年 度の税額に ついて適用 する。		[略]			当該事由の 存続する期 間中に到来 する納期に おいて納付 する当該年 度の税額に ついて適用 する。	
[略]									
条例 第4 7条 第1 項第 4号 に該 当す る場 合	失業又は廃業に より収入が著し く減少したこと その他特別の事 情により市長が 必要と認める者	市長が 適当と 認める 割合	申請書の提 出があった 日以後に納 期限が到来 する当該年 度の税額に ついて適用 する。		1 学生又は生 徒(所得税法 第2条第1項 第32号に規 定する勤労学 生をいう。) で、自己の勤 労に基づいて 得た事業所得、	均等割 額及び 所得割 額の合 計額の 全部		当該事由の 存続する期 間中に到来 する納期に おいて納付 する当該年 度の税額に ついて適用 する。	

合			
---	--	--	--

合	<u>給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」という。）を有するものうち、前年の合計所得金額が75万円以下であり、かつ、前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるもの</u> <u>2 その他市長が必要と認めるもの</u>	市長が <u>適当と認める割合</u>	
---	---	---------------------	--

別表第3（第13条関係）

固定資産税及び都市計画税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
条例第80条第1項第1号に該当する場合	[略]		<u>条例第80条第2項に規定する申請書（以下この表において「申請書」という。）の提出があった日（市長が必要があると認める場合には、減免を受けようとする事由が発生した日。以下この表において同じ。）以後に納期限が到来する当該年度の税額について</u>

別表第3（第13条関係）

固定資産税及び都市計画税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
条例第80条第1項第1号に該当する場合	[略]		<u>当該事由の存続する期間中に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用する。</u>

		適用する。			
条例第80条第1項第2号に該当する場合	[略]	第1項から第4項までは、賦課期日において当該事由に該当する場合に、当該賦課期日の属する年度の翌年度の税額について適用する。第5項及び第6項は、 <u>申請書の提出があった日以後に納期限が到来する当該年度の税額について適用する。</u>	条例第80条第1項第2号に該当する場合	[略]	第1項から第4項までは、賦課期日において当該事由に該当する場合に、当該賦課期日の属する年度の翌年度の税額について適用する。第5項及び第6項は、 <u>当該事由の発生した日以後に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用する。</u>
条例第80条第1項第3号に該当する場合	[略]	<u>申請書の提出があった日以後に納期限が到来する当該年度の税額について適用する。</u> ただし、災害を受けた日がその年度の翌年度の賦課期日以後であるときは、翌年度の税額についても適用する。	条例第80条第1項第3号に該当する場合	[略]	<u>災害を受けた日以後に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用する。</u> ただし、災害を受けた日がその年度の翌年度の賦課期日以後であるときは、翌年度の税額についても適用する。
条例第80条第1項第4号に該当す	[略]	第1項、第4項及び第5項は、賦課期日において当該事由に該当する場合に、当該賦課期	条例第80条第1項第4号に該当す	[略]	第1項、第4項及び第5項は、賦課期日において当該事由に該当する場合に、当該賦課期

る場合	日の属する年度の翌年度の税額について適用する。第2項、第3項及び第6項は、 <u>申請書の提出があった日以後に納期限が到来する当該年度の税額について適用する。</u>
-----	---

る場合	日の属する年度の翌年度の税額について適用する。第2項、第3項及び第6項は、 <u>当該事由の発生した日以後に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用する。</u>
-----	--

別表第4(第14条関係)

軽自動車税の種別割の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
[略]			
条例第96条第1項第2号に該当する場合	[略]		<u>条例第96条第2項に規定する申請書の提出があった日(市長が必要があると認める場合には、減免を受けようとする事由が発生した日。)</u> 以後に納期限が到来する当該年度の税額について適用する。
[略]			

別表第4(第14条関係)

軽自動車税の種別割の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
[略]			
条例第96条第1項第2号に該当する場合	[略]		<u>当該事由の存続する期間中に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用する。</u>
[略]			

別表第5(第17条関係)

特別土地保有税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
条例第120条第1項に該当する場合	[略]		<u>条例第120条第2項に規定する申請書の提出があった日(市長が必要があると認める場合には、減</u>

別表第5(第17条関係)

特別土地保有税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
条例第120条第1項に該当する場合	[略]		<u>当該事由の発生した日以後に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用する。</u>

		免を受けようとする事由が発生した日。)以後に納期限が到来する当該年度の税額について適用する。
--	--	--

--	--	--

別表第6(第18条関係)

事業所税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合		摘要
		資産割	従業者割	
条例第150条第1項第1号に該当する場合	1 災害により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた事業所用家屋	[略]		条例第150条第2項に規定する申請書の提出があった日(市長が必要があると認める場合には、減免を受けようとする事由が発生した日。)以後に納期限が到来する当該年度の税額について適用する。
[略]				

備考 [略]

様式第4号(その2)(別表第1関係)

法人証明 税証明交付請求書  
(納税証明書・営業(所在)証明書)

[略]

[略]

[略]

別表第6(第18条関係)

事業所税の減免

区分	減免の範囲	減免の割合		摘要
		資産割	従業者割	
条例第150条第1項第1号に該当する場合	1 天災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた事業所用家屋	[略]		災害を受けた日以後に納期限の到来する当該年度の税額について適用する。
[略]				

備考 [略]

様式第4号(その2)(別表第1関係)

法人証明 税証明交付請求書  
(納税証明書・営業(所在)証明書)

[略]

[略]

[略]

委任状

私は、上記の内容について、税証明書の交付請求及び受領をする権限を、下記代理人に委任します。

代理人  
(住所)

委任者  
(所在地)

[略]

様式第9号の3 (別表第1関係) (表)

督促状		[略]
[略]	[略]	[略]
さいたま市		[略]
市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)		[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

様式第10号 (別表第1関係)

納税管理人申告書 ( 税)

[略]

新納税管理人	[略]		
	フリガナ		職業・業種
	氏名 (名称及び代表者氏名)		生年月日 (個人の場合のみ)
旧納税管理人	[略]		
	フリガナ		職業・業種
	氏名 (名称及び代表者氏名)		生年月日 (個人の場合のみ)
[略]	[略]	[略]	[略]

様式第11号 (別表第1関係)

納税管理人承認申請書 ( 税)

[略]

新納税管理人	[略]		
	フリガナ		職業・業種
	氏名 (名称及び代表者氏名)		生年月日 (個人の場合のみ)
旧納税管理人	[略]		
	フリガナ		職業・業種
	氏名 (名称及び代表者氏名)		生年月日 (個人の場合のみ)

(氏名) (名称)  
(生年月日) (代表者氏名)  
年 月 日

[略]

様式第9号の3 (別表第1関係) (表)

督促状		[略]
[略]	[略]	[略]
さいたま市		[略]
市民税・県民税(特別徴収)		[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

様式第10号 (別表第1関係)

納税管理人申告書 ( 税)

[略]

新納税管理人	[略]		
	氏名 (名称及び代表者氏名)		職業
旧納税管理人	[略]		
	氏名 (名称及び代表者氏名)		職業
[略]	[略]	[略]	[略]

様式第11号 (別表第1関係)

納税管理人承認申請書 ( 税)

[略]

新納税管理人	[略]		
	氏名 (名称及び代表者氏名)		職業
旧納税管理人	[略]		
	氏名 (名称及び代表者氏名)		職業

			合のみ)	
[略]				

様式第14号(別表第1関係)  
相続人代表者指定届

[略]

相 代 表 者 の	フリガナ		生年月日 (個人の場合のみ)
	氏名 (名称)		
[略]			
[略]			

[略]

様式第36号(別表第1関係)

[略]	[略]
過誤納金還付(充 <sup>当</sup> 等)通知書	
[略]	

あなたが納付(納入)された市税等のうち、納め過ぎとなった金額について次のとおり還付又は充<sup>当</sup>(納付又は納入の委託を含みます。以下「充<sup>当</sup>等」といいます。)をしますので通知します。

[略]		
充 <sup>当</sup> 等の内訳		
[略]		
充 <sup>当</sup> 等の額	[略]	
[略]		
[略]	充 <sup>当</sup> 等の額(C)	[略]
[略]		

[略]
-----

[略]
-----

[略]

様式第37号(別表第1関係)

[略]	[略]
配当割額及び株式等譲渡所得割額 還付(充 <sup>当</sup> 等)通知書	
[略]	

確定申告又は市民税・県民税申告されたことに伴い、既に特別徴収された配当割額・株式等譲渡所得割額に還付金が生じました。次のとおり還付又は充<sup>当</sup>(納付又は納入の委託を含みます。以下「充<sup>当</sup>等」といいます。)をしますので、通知します。

[略]
-----

[略]			

様式第14号(別表第1関係)  
相続人代表者指定届

[略]

相 代 表 者 の	氏名 (名称)	
	[略]	
[略]		

[略]

様式第36号(別表第1関係)

[略]	[略]
過誤納金還付(充 <sup>当</sup> )通知書	
[略]	

あなたが納付(納入)された市税のうち、納め過ぎとなった金額について次のとおり還付(充<sup>当</sup>)をしますので通知します。

[略]		
充 <sup>当</sup> 先の内訳		
[略]		
充 <sup>当</sup> 額	[略]	
[略]		
[略]	充 <sup>当</sup> 額(C)	[略]
[略]		

[略]
-----

[略]
-----

[略]

様式第37号(別表第1関係)

[略]	[略]
配当割額及び株式等譲渡所得割額 還付(充 <sup>当</sup> )通知書	
[略]	

確定申告又は市民税・県民税申告されたことに伴い、既に特別徴収された配当割額・株式等譲渡所得割額に還付金が生じました。次のとおり還付(充<sup>当</sup>)をしますので、通知します。

[略]
-----

控除不足額の明細		
[略]		
充 当 等 の 内 訳		
[略]		
充 当 等 の 額		
[略]		
[略]	充 当 等 の 額 (C)	[略]
[略]		

様式第38号(別表第1関係)

[略]	[略]
[略]	第二次納税義務者の納付（納入）金に還付（ <u>充 当 等</u> ）したときの過（誤）納金還付（ <u>充 当 等</u> ）通知書
[略]	[略]

過（誤）納金を第二次納税義務者（保証人）に還付又は充 当（納付又は納入の委託を含みます。以下「充 当 等」といいます。）しましたので、次のとおり通知します。

[略]		
充 当 等 の 内 訳	[略]	[略]
	[略]	充 当 等 の 額
[略]		
[略]		
[略]		

所得割額・均等割額に充 当 後 の 控 除 不 足 額 の 明 細		
[略]		
充 当 先 の 内 訳		
[略]		
充 当 額		
[略]		
[略]	充 当 額 (C)	[略]
[略]		
[略]		
[略]		

様式第38号(別表第1関係)

[略]	[略]
[略]	第二次納税義務者の納付（納入）金に還付（ <u>充 当</u> ）したときの過（誤）納金還付（ <u>充 当</u> ）通知書
[略]	[略]

過（誤）納金を第二次納税義務者（保証人）に還付（充 当）しましたので、地方税法施行令第6条の13第2項の規定により、次のとおり通知します。

[略]		
充 当 内 訳	[略]	[略]
	[略]	充 当 額
[略]		
[略]		
[略]		

様式第39号（その1）（表）から様式第39号（その2）までを次のように改める。

様式第39号 (その1) (別表第1関係) (表)

(宛先) さいたま市長 年 月 日提出

年度分 市民税・県民税申告書

年1月1日現在の住所		電話番号	自宅・勤務先・携帯
現住所	同上	個人番号	
フリガナ		業種又は職業	
氏名		世帯主の氏名	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日生	世帯主との続柄	
「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。		整理番号	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料					
			円					
⑭小規模企業共済等掛金控除			円					
⑮生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計					
	円		円					
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計					
	円		円					
⑯介護医療保険料の計								
	円							
⑯地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計					
	円		円					
⑰～⑲寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰寡婦控除	⑱ひとり親控除 (学校名)	⑲勤労学生控除					
	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還							
⑳申告者本人が障害者の場合は、障害の程度を記入してください。	障害の程度		手帳の種類	等級				
㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	㉒障害の程度	等級・度				
※同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む。）の場合は、同居別居の別も記入	生年月日	明・大・昭・平・令 . .	配偶者の合計所得金額	円				
	個人番号	<input type="checkbox"/>	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）					
⑳扶養控除 (16歳未満の扶養親族を 含む)	1	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	㉒障害の程度	等級・度
		個人番号	月日	. .				
	2	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	㉒障害の程度	等級・度
		個人番号	月日	. .				
	3	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	㉒障害の程度	等級・度
		個人番号	月日	. .				
	4	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	㉒障害の程度	等級・度
		個人番号	月日	. .				

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「10」に氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉓雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
㉔医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補填される金額
	円		円

6 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	個人番号	続柄	従事月数	専従者給与(控除)額
1	明・大・昭 平・令 . .			月	
2	明・大・昭 平・令 . .			月	
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし	専従者給与(控除)額の合計額		

7 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	寄附先	円
埼玉県共同募金会、日本赤十字社埼玉県支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	埼玉県	寄附先
	さいたま市	寄附先

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

年度分市民税・県民税申告書受付書

住所		受付日付印
氏名		

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
		農業	イ		
	不動産		ウ		
	利子		エ		
	配当		オ		
	給与		カ		
	雑	公的年金等		キ	
		業務		ク	
		その他		ケ	
	総合譲渡	短期		コ	
長期		サ			
一時		シ			
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
	不動産		③		
	利子		④		
	配当		⑤		
	給与		⑥		
	雑	公的年金等		⑦	
		業務		⑧	
		その他		⑨	
	合計(⑦+⑧+⑨)		⑩		
総合譲渡・一時		⑪			
合計		⑫			
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬		
	小規模企業共済等掛金控除		⑭		
	生命保険料控除		⑮		
	地震保険料控除		⑯		
	寡婦、ひとり親控除		⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除		⑲～⑳		
	配偶者(特別)控除		㉑～㉒		
	扶養控除		㉓		
	基礎控除		㉔		
	⑬から㉔までの計		㉕		
雑損控除		㉖			
医療費控除 区分 <input type="checkbox"/>		㉗			
合計(㉕+㉖+㉗)		㉘			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

様式第39号 (その1) (別表第1関係) (裏)

8 給与収入の内訳  
 [日給などの給与収入のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。]

月	月収(勤務先①)	月収(勤務先②)
1	円	円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
賞与等	円	円
合計		
法人番号 又は所在地		
勤務先名		
電話番号		

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	フリガナ	住所	国外居住	配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
1				
2				
3				

11 事業・不動産所得がある方は、「収支内訳書」を添付してください。  
 12 配当所得がある方は、収入金額及び必要経費がわかる書類を添付してください。

13 表面に書ききれなかった「扶養親族」

ここに必要事項を記入してください。(氏名、生年月日、続柄、個人番号等)

16 所得がなかった方の記載欄(該当するものに○をして必要事項を記入してください。)

1. 次の方の扶養になっていた、又は援助を受けていた。  
 同居 ・ 別居(別居の場合は住所を記入してください。)  
 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ あなたとの続柄 \_\_\_\_\_

(上記の方が単身赴任の場合、次の項目にも記入してください。)

単身赴任の期間	年 月 から 年 月 まで(予定)
前年所得種類及び合計所得金額	所得:
さいたま市内の家屋の使用状況	A 家族が住んでいる(持家や貸家) B 間借りしている

2. 学生・生徒で収入がなかった。(前年12月31日の現況)  
 大学・大学院 短大 専門学校 その他 \_\_\_\_\_ 年卒業予定

3. 雇用保険(失業保険)・労災保険等を受給していた。(現在も受給中)  
 受給期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで

4. 遺族年金・傷病手当金等で生活していた。  
 遺族年金・傷病手当金・障害年金・その他( ) \_\_\_\_\_  
 (障害者控除を申告される方は、表面の「障害の程度」欄にも記入してください。)  
 年間受給金額 \_\_\_\_\_

5. 生活保護法による生活扶助を受けていた。(現在も受けている。)  
 受給期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで

6. その他(貯金を取りくずしていた等生活状況を記入してください。)

17 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	事業用資産の譲渡損失など	資産の損失額・被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日	事業所所在地				

他都道府県の事務所等

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

14 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	A 収入金額	B 必要経費	C 差引金額(A-B)	D 特別控除額	所得金額(C-D)
総合譲渡	円	円	円	円	イ 円
一時					ロ 円
					ハ 円

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

ニ合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]

18 さいたま市以外の市区町村に勤務先より給与支払報告書を提出済みの方

勤務先所在地	
勤務先名称	
電話番号	
勤務先へ報告している住所	

15 所得金額調整控除に関する事項

氏名		続柄	特別障害者に該当する場合 級・度
生年月日	明・大・昭・平・令 . .	別居の場合の住所	
個人番号			

税理士署名  
電話番号

様式第39号 (その1) 別表 (別表第1関係)

(宛先) さいたま市長

別表

年度分 市民税・県民税申告書 (分離課税等用)

	フリガナ	生年月日	整理番号	
	氏名	・	電話番号	
	年1月1日の住所 さいたま市		個人番号	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

この申告書（分離課税等用）は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項 (円)

区分	所得の生じる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
特例適用条文				

1 収入金額 (円)

1 収入 金額	短期譲渡	一般分	ス	
		軽減分	セ	
	長期譲渡	一般の譲渡	ソ	
		優良住宅地等に係る譲渡	タ	
		居住用財産の譲渡	チ	
	一般株式等の譲渡	ツ		
	上場株式等の譲渡	テ		
先物取引	ト			
4 所得 金額	短期譲渡	一般分	⑳	
		軽減分	㉑	
	長期譲渡	一般の譲渡	㉒	
		優良住宅地等に係る譲渡	㉓	
		居住用財産の譲渡	㉔	
	一般株式等の譲渡	㉕		
	上場株式等の譲渡	㉖		
先物取引	㉗			

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項 (円)

所得の種類	種 目			必要経費
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
特例適用条文				

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項 (円)

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額 = A - {給与所得控除額 + (B - 給与所得控除額の1/2)} (ただし赤字の場合は0)

6 山林所得・退職所得に関する事項 (円)

山 林	A収入金額		B必要経費		C特別控除額		D青色申告特別控除額		所得金額 (A - B - C - D)
退 職	A収入金額		勤続年数	退職の区分	B退職所得控除額		C差引 (A - B)		所得金額 (C × 1/2)
			年 ( 年 月間)	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害					

様式第39号（その2）（別表第1関係）

（宛先）さいたま市長 年 月 日提出

年度分 市民税・県民税申告書（事務所・事業所・家屋敷用）

年1月1日現在の 物件所在地		電話番号	自宅・勤務先・携帯
現住所		個人番号	
フリガナ		業種又は職業	
氏名		世帯主の氏名	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日生	世帯主との続柄	
「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。		整理番号	

政令指定都市であるさいたま市では、区を一つの市として取扱うこととされている（地方税法第737条）ことから、事務所・事業所又は家屋敷（以下「事務所等」といいます。）に係る課税は、さいたま市の区内に実際に住んでいなくても、その年の1月1日現在、その区に事務所等を有し、かつ前年中に一定の所得があった方は、地方税法（第24条第1項第2号・第294条第1項第2号）の規定によりその事務所等のある区により均等割（ 円）が課税されます。

つきましては、裏面の「申告書の書き方」をご参考の上、この申告書を作成し、お早めに提出していただきますようお願いいたします。

1 さいたま市内に有している事務所・事業所又は家屋敷について（該当するものに○をして必要事項を記入してください。）

事務所・事業所（店舗／工場等）		家屋敷	
所在地	さいたま市 区	所在地	さいたま市 区
電話番号		電話番号	
屋号（名称）		使用状況（1月1日現在）	
職（業）種		A 家族が住んでいる（持家や貸家）	
使用状況（1月1日現在）		B 別荘・別宅	
A 使用している		C 他の方に貸している	
B 使用していない		D 間借りしている	
C 一時的に使用 月から 月まで		E 居住していない	
D 廃業（ 年 月）		(i) 現在、住んでいないが居住できる状態	
E 法人成り（ 年 月）		(ii) 全く居住できない状態（廃屋、取壊し等）	

2 前年中の所得金額等について（源泉徴収票の添付は必要ありません。）

給与所得	収入金額	円	給与所得金額	円
給与所得以外	種目	所得	所得金額	円
	種目	所得	所得金額	円
同一生計配偶者又は扶養親族（16歳未満の扶養親族及び控除対象扶養親族に限る。）	氏名	続柄	個人番号	生年月日
				明・大・昭 平・令 . .
				明・大・昭 平・令 . .
				明・大・昭 平・令 . .
			合計所得金額	円
			本人該当項目（該当するものに○をしてください。）	
			障害者（特別・その他） 寡婦 ひとり親 未成年者	

3 勤務先より給与支払報告書を提出済みの方

勤務先所在地	
勤務先名称	
電話番号	

4 単身赴任中の方

単身赴任の期間	
年 月から 年 月まで（予定）	

5 税務署へ確定申告書を提出済みの方又は提出予定の方

提出先	提出日・提出予定日
税務署	年 月 日
確定申告書に記載した住所	

〔 税理士  
署名  
電話番号 〕

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

様式第41号(1) (別表第1関係) (表)

<p>年度 市民税・県民税・<u>森林環境税</u></p> <p>決定 通知書</p> <p>税 通知書</p> <p>年度市民税、<u>県民税及び森林環境税</u>の普通徴収税額及び公的年金特別徴収税額を決定したので、<u>地方税法第41条、第319条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の7の8並びにさいたま市市税条例第32条及び埼玉県税条例第26条の3の規定により通知します。</u></p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 50px; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 30px; margin: 10px auto;"></div> <p>[略]</p>	<p>税額 納</p>
--	-----------------

様式第41号(1) (別表第1関係) (表)

<p>年度 市民税・県民税</p> <p>税額決定 通知書</p> <p>納 税</p> <p><u>地方税法第24条及び第294条並びにさいたま市市税条例第14条及び埼玉県税条例第21条の規定により、</u>年度市民税及び県民税の普通徴収税額及び公的年金特別徴収税額を決定したので、<u>地方税法第41条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の7の8並びにさいたま市市税条例第32条及び埼玉県税条例第26条の3の規定により通知します。</u></p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 50px; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 30px; margin: 10px auto;"></div> <p>[略]</p>	<p>税額決定 納 税</p>
---	---------------------

様式第41号(1) (別表第1関係) (裏)

- 1 賦課の根拠
 

地方税法第24条及び第294条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条、さいたま市市税条例第14条並びに埼玉県税条例第21条の規定により、年1月1日（賦課期日）現在の住所等の状況によって課税されます。
- 2 審査請求及び取消しの訴え
  - (1)・(2) [略]
  - (3) 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないでも処分の取消し

様式第41号(1) (別表第1関係) (裏)

- 1 賦課の根拠
 

地方税法第24条及び第294条並びにさいたま市市税条例第14条及び埼玉県税条例第21条の規定により、年1月1日（賦課期日）現在の住所等の状況によって課税されます。
- 2 審査請求及び取消しの訴え
  - (1)・(2) [略]
  - (3) 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないでも処分の取消

の訴えを提起することができます。

ア [略]

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

3～5 [略]

しの訴えを提起することができます。

ア [略]

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

3～5 [略]

様式第41号(2) (別表第1関係) (表)

年分所得等明細					
[略]					
扶養親族等該当区分			本人該当区分		[略]
[略] [他障] [略]			障害 [略]		
			特障	他障	

様式第41号(2) (別表第1関係) (表)

年分所得等明細					
[略]					
扶養親族等該当区分			本人該当区分		[略]
[略] [普障] [略]			障害 [略]		
			特障	普障	

様式第41号(3) (表) を次のように改める。



次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

様式第42号(1) (別表第1関係) (表)

年度	市民税・県民税・ <u>森林環境税</u>	税額 納税
変更 (決定) 通知書		
<p>年度市民税、<u>県民税及び森林環境税</u>の普通徴収税額及び公的年金特別徴収税額を変更 (決定) したので、地方税法第41条、<u>第319条</u>、<u>第319条の2</u>、<u>第321条の7の5</u>及び<u>第321条の7の8</u>並びにさいたま市市税条例第32条及び埼玉県税条例第26条の3の規定により通知します。</p>		
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

様式第42号(1) (別表第1関係) (表)

年度	市民税・県民税	税額 納税	変更 (決定)
) 通知書			
<p><u>地方税法第24条及び第294条並びにさいたま市市税条例第14条及び埼玉県税条例第21条の規定により</u>、年度市民税及び県民税の普通徴収税額及び公的年金特別徴収税額を変更 (決定) したので、地方税法第41条、<u>第319条の2</u>、<u>第321条の7の5</u>及び<u>第321条の7の8</u>並びにさいたま市市税条例第32条及び埼玉県税条例第26条の3の規定により通知します。</p>			
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

様式第42号(1) (別表第1関係) (裏)

- 1 賦課の根拠
 

地方税法第24条及び第294条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条、さいたま市市税条例第14条並びに埼玉県税条例第21条の規定により、当該年度の初日の属する年の1月1日 (賦課期日) 現在の住所等の状況によって課税されます。
- 2 審査請求及び取消しの訴え
  - (1)・(2) [略]
  - (3) 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

様式第42号(1) (別表第1関係) (裏)

- 1 賦課の根拠
 

地方税法第24条及び第294条並びにさいたま市市税条例第14条及び埼玉県税条例第21条の規定により、当該年度の初日の属する年の1月1日 (賦課期日) 現在の住所等の状況によって課税されます。
- 2 審査請求及び取消しの訴え
  - (1)・(2) [略]
  - (3) 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア [略]

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ [略]

3～5 [略]

次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア [略]

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

ウ [略]

3～5 [略]

様式第42号(3) (別表第1関係) (表)

控除内訳			[略]
扶養親族等該当区分			[略]
[略]	他障	[略]	]
[略]			
本人該当区分			]
	障害		
	特障	他障	[略]
[略]			[略]
[略]			[略]

様式第42号(3) (別表第1関係) (表)

控除内訳			[略]
扶養親族等該当区分			[略]
[略]	普障	[略]	]
[略]			
本人該当区分			]
	障害		
	特別	普障	[略]
[略]			[略]
[略]			[略]

様式第42号(4) (表) 及び様式第42号(5) (表) を次のように改める。

様式第42号(4)(別表第1関係)(表)

市民税・県民税・森林環境税年税額 (単位：円)

税額	変更前(A)	変更後(B)	差引額(B-A)
市民税均等割額			
市民税計			
県民税均等割額			
県民税計			
森林環境税			

合計年税額(市民税+県民税+森林環境税)等 (単位：円)

税額	変更前(A)	変更後(B)	差引額(B-A)
合計年税額			
内給与特別徴収税額			
内公的年金特別徴収税額			
差引普通徴収税額			

配当割額・株式等譲渡所得割額

(単位：円)

税額	変更前(A)	変更後(B)	差引額(B-A)	税額	変更前(C)	変更後(D)	差引額(D-C)
所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額				配当割額又は株式等譲渡所得割額の合計年税額への充当、委託納付又は委託納入額			

期割・月割額

(単位：円)

徴収方法	徴収月	変更前(A)	変更後(B)	差引額(B-A)
給与からの特別徴収	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
	4月			
	5月			
	給与特別徴収税額計			

様式第42号(5) (別表第1関係) (表)

期割・月割額(前ページからの続き)

(単位:円)

支払者の名称	支払者の法人番号	公的年金の種類																
徴収方法		徴収月	変更前(A)				変更後(B)				差引額(B-A)							
公的年金からの 特別徴収	仮特別徴収税額																	
	特別徴収税額																	
	公的年金特別徴収税額計																	

公的年金の支払者が、上表のとおり特別徴収の方法によって徴収します。

(単位:円)

徴収方法		徴収月	変更前				変更後				
公的年金からの 特別徴収	仮特別徴収税額										

※充当等は充当、委託納付又は委託納入を指します。(単位:円)

徴収方法	期別	納期限	変更前(A)				変更後(B)				充当等の額/納付済額(C)				差引納付額(B-C)			
普通徴収																		
	普通徴収税額計																	

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

様式第45号の2 (別表第1関係) (表)

年度 市民税・県民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収停止通知書

あなたの本年度の市民税・県民税・森林環境税につきましては、昨年度通知しました公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額を公的年金からの特別徴収（引き落とし）により納付いただいておりますが、本年度の税額決定により、公的年金等に係る所得により算出される税額がないため、公的年金からの特別徴収（引き落とし）を停止することになりましたので、地方税法第321条の7の7第2項及び第321条の7の8第3項の規定により通知します。

[略]

[略]

[略]

○ あなたの 年度市民税・県民税・森林環境税の公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額は以下のとおり変更になりました。

[略]

様式第45号の2 (表) (別表第1関係)

年度 市民税・県民税の公的年金からの特別徴収停止通知書

あなたの本年度の市民税・県民税につきましては、昨年度通知しました公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額を公的年金からの特別徴収（引き落とし）により納付いただいておりますが、本年度の税額決定により、公的年金等に係る所得により算出される税額がないため、公的年金からの特別徴収（引き落とし）を停止することになりましたので、地方税法第321条の7の7第2項及び第321条の7の8第3項の規定により通知します。

[略]

[略]

[略]

○ あなたの 年度市民税・県民税の公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額は以下のとおり変更になりました。

[略]

様式第45号の2 (別表第1関係) (裏)

1 市民税・県民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収（引き落とし）の停止

2・3 [略]

様式第45号の2 (別表第1関係) (裏)

1 市民税・県民税の公的年金からの特別徴収（引き落とし）の停止

2・3 [略]

様式第47号 (別表第1関係)

[略]

市民税・県民税減免申請書兼森林環境税免除申請書

[略]

[略]

さいたま市市税条例第47条第2項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第3条の規定により、次のとおり申請します。

[略]

様式第47号 (別表第1関係)

[略]

市民税・県民税減免申請書

[略]

[略]

さいたま市市税条例第47条第2項の規定により、次のとおり申請します。

[略]

[略]		納期限又は 支給日未到 来の税額	円	[略]		納期限未到 来の税額	円
減免・免除 を受けよう とする事由				減免を受け ようとする 事由			
[略]				[略]			
備考				備考			
1 この申請書は、 <u>普通徴収税額の減免・免除については納期限まで、特別徴収税額の減免・免除については給与又は公的年金の支給日までに提出してください。</u>				1 この申請書は、 <u>納期限までに提出してください。</u>			
2 減免・免除を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。				2 減免を受けようとする事由を証明する書類を必ず添付してください。			

様式第47号の2及び様式第47号の3を次のように改める。

様

さいたま市長 

## 市民税・県民税・森林環境税減免・免除可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました市民税・県民税・森林環境税の減免・免除については、地方税法第45条及び第323条、さいたま市市税条例第47条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

課税年度

減免・免除決定内容

減免・免除理由

賦課期日住所

納税者氏名

税 額

減免・免除額

（教示）

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

さいたま市長 

## 市民税・県民税・森林環境税減免・免除取消決定通知書

年 月 日付けで決定しました市民税・県民税・森林環境税の減免・免除については、次のとおり取消しをすることに決定しましたので通知します。

課税年度

減免・免除取消理由

賦課期日住所

納税者氏名

減免・免除取消額

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<p>様式第108号（別表第1関係） 事業所税減免申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]                      年    月    日 申告分</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第108号（別表第1関係） 事業所税減免申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]                      年    月    日 申告分、 修正申告分、更正・決定分</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>[略]</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 様式第4号（その2）、様式第10号、様式第11号及び様式第14号の改正並びに様式第39号（その1）（表）から様式第39号（その2）までの規定  
令和6年1月1日
  - (2) 別表第1から別表第6まで、様式第9号の3（表）、様式第36号から様式第38号まで、様式第41号(1)（表）から様式第41号(2)（表）まで、様式第42号(1)（表）、様式第42号(1)（裏）、様式第42号(3)（表）、様式第47号及び様式第108号の改正並びに様式第41号(3)（表）、様式第42号(4)（表）、様式第42号(5)（表）、様式第47号の2及び様式第47号の3の規定  
令和6年4月1日
  - (3) 様式第45号の2（表）及び様式第45号の2（裏）の改正  
令和7年4月1日

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市市税条例施行規則（以下「新規則」という。）  
）別表第1から別表第6までの規定は、附則第1項第2号に規定する規定の施行の日以後に提出された申請書に係る減免について適用し、同日前に提出された申請書に係る減免については、なお従前の例による。
- 3 新規則第39号（その1）（表）から様式第39号（その2）までの規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第1号に規定する規定の施行の際、現に作成されているこの規則による改正前のさいたま市市税条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第10号、様式第11号、様式第14号及び様式第39号（その2）並びに附則第1項第2号に規定する規定の施行の際、現に作成されている旧規則様式第9号の3（表）及び様式第36号から様式第38号までの規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

## さいたま市規則第108号

### さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 財政局 [略] 税務部 [略] 市民税課 (1) 個人の市民税及び県民税、 <u>森林環境税</u> 並びに軽自動車税の種別割の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。 (2)～(4) [略] [略] 収納対策課 (1) 市税、個人の県民税、 <u>森林環境税</u> 及び国民健康保険税（以下この条において「市税等」という。）の徴収金の徴収に係る事務の企画、指導及び調整に関すること。 (2)・(3) [略] (4) 市税等の徴収金の収入整理並びに還付、 <u>充当、納付及び納入</u> に関すること。 (5)・(6) [略]	第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 財政局 [略] 税務部 [略] 市民税課 (1) 個人の市民税及び県民税並びに軽自動車税の種別割の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。 (2)～(4) [略] [略] 収納対策課 (1) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税（以下この条において「市税等」という。）の徴収金の徴収に係る事務の企画、指導及び調整に関すること。 (2)・(3) [略] (4) 市税等の徴収金の収入整理並びに還付及び <u>充当</u> に関すること。 (5)・(6) [略]

### 附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

さいたま市規則第109号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>財政局</p> <p style="padding-left: 2em;">北部市税事務所</p> <p style="padding-left: 4em;">個人課税課</p> <p>(1) 個人の市民税及び県民税並びに<u>森林環境税</u>の調査及び賦課（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 市税の窓口（税関係証明の交付及び標識の交付等（試乗用標識に係るものを除く。）並びに市税、個人の県民税、<u>森林環境税</u>及び国民健康保険税（以下この条において「市税等」という。）の徴収金の徴収に関する業務を扱う窓口をいう。以下この条において同じ。）に関すること。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">法人課税課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>森林環境税（給与所得に係る特別徴収及び公的年金等に係る特別徴収に係る特別徴収義務者に係るものに限る。）の調査及び賦課に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">納税課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 市税、<u>個人の県民税及び森林環境税</u>の徴収金の不納欠損処分に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>財政局</p> <p style="padding-left: 2em;">北部市税事務所</p> <p style="padding-left: 4em;">個人課税課</p> <p>(1) 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 市税の窓口（税関係証明の交付及び標識の交付等（試乗用標識に係るものを除く。）並びに市税、個人の県民税及び国民健康保険税（以下この条において「市税等」という。）の徴収金の徴収に関する業務を扱う窓口をいう。以下この条において同じ。）に関すること。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">法人課税課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">納税課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 市税及び<u>個人の県民税</u>の徴収金の不納欠損処分に関すること。</p>

- (7) [略]  
南部市税事務所  
個人課税課
- (1) 個人の市民税及び県民税並びに森林環境税の調査及び賦課（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2)～(7) [略]  
[略]  
納税課
- (1) 市税等（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税並びに森林環境税、法人の市民税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税並びに事業所税に係るものを除く。）の徴収金の徴収及び納税の猶予に関すること。
- (2)～(5) [略]
- (6) 市税、個人の県民税及び森林環境税の徴収金の不納欠損処分に関すること。
- (7) [略]  
[略]

- (7) [略]  
南部市税事務所  
個人課税課
- (1) 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2)～(7) [略]  
[略]  
納税課
- (1) 市税等（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税、法人の市民税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税並びに事業所税に係るものを除く。）の徴収金の徴収及び納税の猶予に関すること。
- (2)～(5) [略]
- (6) 市税及び個人の県民税の徴収金の不納欠損処分に関すること。
- (7) [略]  
[略]

## 附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

さいたま市規則第110号

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項又は第2項（<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第7条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。</u>）の規定による徴収猶予に関する事務 次に掲げる情報 ア～ソ [略]</p> <p>(2) 地方税法第15条の5第1項（<u>森林環境税法第7条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。</u>）の規定による職権による換価の猶予又は地方税法第15条の6第1項（<u>森林環境税法第7条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。</u>）の規定による申請による換価の猶予に関する事務 前号に掲げる情報</p> <p>(3) 地方税法第15条の7（<u>森林環境税法第7条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。</u>）の規定による滞納処分の執行の停止に関する事務 第1号に掲げる情報</p> <p>(4) 地方税法第17条、第17条の2第1項若しくは第17条の2の2第3項又は<u>森林環境税法第13条第1項の規定による過誤納金の還付、充当、納付又は納入に関する事務 納税義務者又は特別徴収義務者に係る国民健康保険税賦課徴収情報</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項又は第2項の規定による徴収猶予に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア～ソ [略]</p> <p>(2) 地方税法第15条の5第1項の規定による職権による換価の猶予又は<u>同法第15条の6第1項の規定による申請による換価の猶予に関する事務</u> 前号に掲げる情報</p> <p>(3) 地方税法第15条の7の規定による滞納処分の執行の停止に関する事務 第1号に掲げる情報</p> <p>(4) 地方税法第17条又は第17条の2第1項の規定による過誤納金の還付又は<u>充当</u>に関する事務 納税義務者又は特別徴収義務者に係る国民健康保険税賦課徴収情報</p> <p>(5)・(6) [略]</p>

(7) 森林環境税法第4条第1項に規定する森林環境税の非課税に関する事務 前号(イを除く。)に掲げる情報

(8) [略]

(9) 地方税法第321条の7の2第1項の規定による公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(同法第41条第1項の規定により併せて徴収する個人の県民税及び同法第319条第2項の規定により併せて徴収する森林環境税を含む。)の特別徴収に関する事務 前号アからウまでに掲げる情報

(10) 地方税法第323条及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号。以下「市税条例」という。)第47条の規定による個人の市民税(地方税法第45条の規定により個人の市民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免される個人の県民税を含む。)の減免に関する事務 納税義務者に係る生活保護準用事務関係情報

(11) 地方税法第367条及び市税条例第80条の規定による固定資産税の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア 前号に掲げる情報

イ 納税義務者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

(12) 地方税法第463条の23及び市税条例第96条又は第97条の規定による種別割の減免に関する事務並びに地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法第454条及びさいたま市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第29号)附則第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の市税条例第96条又は第97条の規定による軽自動車税の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア 前号に掲げる情報

イ～エ [略]

(13) 地方税法第45条、第326条第3項、第369条第2項、第463条の24第2項、第482条第3項、第608条第2項、第701条の10第3項、第701条の60第2項若しくは第702条の8第7項又は森林環境税法第12条の規定による延滞金額の減免に関する事務 第1号に掲げる情報

(7) [略]

(8) 地方税法第321条の7の2第1項の規定による公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(同法第41条第1項の規定により併せて徴収する個人の県民税を含む。)の特別徴収に関する事務 前号アからウまでに掲げる情報

(9) 地方税法第323条及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号。以下「市税条例」という。)第47条の規定による個人の市民税(地方税法第45条の規定により個人の市民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免される個人の県民税を含む。)の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア 納税義務者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 納税義務者に係る生活保護準用事務関係情報

(10) 地方税法第367条及び市税条例第80条の規定による固定資産税の減免に関する事務 前号に掲げる情報

(11) 地方税法第463条の23及び市税条例第96条又は第97条の規定による種別割の減免に関する事務並びに地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法第454条及びさいたま市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第29号)附則第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の市税条例第96条又は第97条の規定による軽自動車税の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア 第9号に掲げる情報

イ～エ [略]

(12) 地方税法第45条、第326条第3項、第369条第2項、第463条の24第2項、第482条第3項、第608条第2項、第701条の10第3項、第701条の60第2項又は第702条の8第7項の規定による延滞金額の減免に関する事務 第1号に掲げる情報

14 地方税法第331条、第335条、第373条、第463条の27、第485条の3、第613条、第701条の18、第701条の65又は第702条の8（森林環境税法第7条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による滞納処分に関する事務次に掲げる情報  
ア～ケ [略]

第4条 条例別表第2第2項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報  
ア～チ [略]

ツ 要保護者等に係る森林環境税法による森林環境税の賦課徴収に関する情報（以下「森林環境税賦課徴収情報」という。）

テ [略]  
ト [略]  
ナ [略]  
ニ [略]  
ヌ [略]  
ネ [略]  
ノ [略]  
ハ [略]  
ヒ [略]

(2)～(4) [略]

(5) 生活保護法第63条の費用返還に関する事務次に掲げる情報  
ア～ク [略]

ケ 要保護者等に係る森林環境税賦課徴収情報

コ [略]  
サ [略]  
シ [略]  
ス [略]  
セ [略]  
ソ [略]  
タ [略]  
チ [略]

(6)～(10) [略]

第5条 条例別表第2第3項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4又は第11条の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

13 地方税法第331条、第335条、第373条、第463条の27、第485条の3、第613条、第701条の18、第701条の65又は第702条の8の規定による滞納処分に関する事務 次に掲げる情報  
ア～ケ [略]

第4条 条例別表第2第2項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報  
ア～チ [略]

ツ [略]  
テ [略]  
ト [略]  
ナ [略]  
ニ [略]  
ヌ [略]  
ネ [略]  
ノ [略]  
ハ [略]

(2)～(4) [略]

(5) 生活保護法第63条の費用返還に関する事務次に掲げる情報  
ア～ク [略]

ケ [略]  
コ [略]  
サ [略]  
シ [略]  
ス [略]  
セ [略]  
ソ [略]  
タ [略]

(6)～(10) [略]

第5条 条例別表第2第3項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4又は第11条の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

オ 当該措置を受け、若しくは受けようとする者又はその扶養義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

カ 当該措置を受け、若しくは受けようとする者又はその扶養義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

キ [略]

ク [略]

(2) [略]

第6条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) [略]

(4) 介護保険法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～オ [略]

カ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

キ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

(5)～(8) [略]

(9) 介護保険法第61条の2第1項の高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報  
ア～オ [略]

カ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

キ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

(10)～<sup>(22)</sup> [略]

<sup>(23)</sup> 介護保険法第129条第1項の規定による保険料の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ 保険料の納付の義務を負う者に係る森林環境税賦課徴収情報

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

<sup>(24)</sup> [略]

<sup>(25)</sup> 介護保険法第142条の規定による保険料の

ア～エ [略]

オ [略]

カ [略]

(2) [略]

第6条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) [略]

(4) 介護保険法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～オ [略]

(5)～(8) [略]

(9) 介護保険法第61条の2第1項の高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報  
ア～オ [略]

(10)～<sup>(22)</sup> [略]

<sup>(23)</sup> 介護保険法第129条第1項の規定による保険料の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

<sup>(24)</sup> [略]

<sup>(25)</sup> 介護保険法第142条の規定による保険料の

減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～キ [略]

ク 当該保険料の減免又は徴収の猶予を申請する者に係る個人市民税賦課徴収情報

ケ [略]

コ 当該保険料の減免又は徴収の猶予を申請する者に係る森林環境税賦課徴収情報

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

(26)～(32) [略]

(33) 介護保険法施行規則附則第33条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する65歳以上の者に係る個人市民税賦課徴収情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する65歳以上の者に係る個人県民税賦課徴収情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する65歳以上の者に係る森林環境税賦課徴収情報

(34) 介護保険法施行規則附則第38条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する65歳以上の者に係る個人市民税賦課徴収情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する65歳以上の者に係る個人県民税賦課徴収情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する65歳以上の者に係る森林環境税賦課徴収情報

(35)～(38) [略]

第7条 条例別表第2第5項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各

減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

(26)～(32) [略]

(33) 介護保険法施行規則附則第33条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する65歳以上の者に係る個人市民税賦課徴収情報

(34) 介護保険法施行規則附則第38条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する65歳以上の者に係る個人市民税賦課徴収情報

(35)～(38) [略]

第7条 条例別表第2第5項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各

号に定める情報とする。

(1)～(3) [略]

(4) 児童福祉法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

コ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

(5)～(7) [略]

(8) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ 当該費用の徴収に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

コ 当該費用の徴収に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

サ [略]

第10条 条例別表第2第8項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) [略]

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務（特別児童扶養手当に係るものに限る。） 次に掲げる情報

ア～オ [略]

カ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この号において同じ。）に係る個人市民税賦課徴収情報

キ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しく

号に定める情報とする。

(1)～(3) [略]

(4) 児童福祉法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

(5)～(7) [略]

(8) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ [略]

第10条 条例別表第2第8項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) [略]

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務（特別児童扶養手当に係るものに限る。） 次に掲げる情報

ア～オ [略]

カ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）に係る個人市民税賦課徴収情報

は当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族に係る個人県民税賦課徴収情報

ク 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族に係る森林環境税賦課徴収情報

ケ [略]

(4) [略]

第12条 条例別表第2第10項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア～サ [略]

シ 当該申請に係る障害者等又は当該障害者等と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

ス 当該申請に係る障害者等又は当該障害者等と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

(2)～(5) [略]

(6) 障害者総合支援法第77条第1項又は第78条第1項の地域生活支援事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～ス [略]

セ 当該事業の申請を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者若しくは当該事業の申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

ソ 当該事業の申請を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者若しくは当該事業の申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

タ [略]

チ [略]

(7) [略]

第13条 条例別表第2第11項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定

キ [略]

(4) [略]

第12条 条例別表第2第10項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア～サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

(2)～(5) [略]

(6) 障害者総合支援法第77条第1項又は第78条第1項の地域生活支援事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～ス [略]

セ [略]

ソ [略]

(7) [略]

第13条 条例別表第2第11項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定

める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) [略]

(4) 地方税法第17条、第17条の2第1項又は第17条の2の2第5項の規定による過誤納金の還付又は充當に関する事務 次に掲げる情報  
ア・イ [略]

ウ 納税義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

(5) [略]

(6) 地方税法第728条の規定による滞納処分に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ 納税義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

(7)～(9) [略]

第14条 条例別表第2第12項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 国民健康保険法第6条各号の適用に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報  
ア～オ [略]

カ 当該審査に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

(2) 国民健康保険法第9条第3項の規定による被保険者証の返還の求めに関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 当該求めに係る世帯主又は当該者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

オ [略]

(3) 国民健康保険法第9条第10項の規定による被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間の定めに関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 当該定めに係る世帯主又は当該者と同一の

める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(3) [略]

(4) 地方税法第17条又は第17条の2第1項の規定による過誤納金の還付又は充當に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

(5) [略]

(6) 地方税法第728条の規定による滞納処分に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

(7)～(9) [略]

第14条 条例別表第2第12項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 国民健康保険法第6条各号の適用に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報  
ア～オ [略]

(2) 国民健康保険法第9条第3項の規定による被保険者証の返還の求めに関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ [略]

(3) 国民健康保険法第9条第10項の規定による被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間の定めに関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

(4) 国民健康保険法第52条第1項の入院時食事療養費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下この条において同じ。）に係る個人市民税賦課徴収情報

イ 当該支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る個人県民税賦課徴収情報

ウ 当該支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る森林環境税賦課徴収情報

(5) 国民健康保険法第52条の2第1項の入院時生活療養費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る個人市民税賦課徴収情報

イ 当該支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る個人県民税賦課徴収情報

ウ 当該支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る森林環境税賦課徴収情報

(6) [略]

(7) 国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 当該高額療養費の支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る個人県民税賦課徴収情報

(4) 国民健康保険法第52条第1項の入院時食事療養費の支給に関する事務 当該支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下この条において同じ。）に係る個人市民税賦課徴収情報

(5) 国民健康保険法第52条の2第1項の入院時生活療養費の支給に関する事務 当該支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る個人市民税賦課徴収情報

(6) [略]

(7) 国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

エ 当該高額療養費の支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る森林環境税賦課徴収情報

- (8) 国民健康保険法第57条の3の規定による高額介護合算療養費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該高額介護合算療養費の支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る個人市民税賦課徴収情報

イ 当該高額介護合算療養費の支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る個人県民税賦課徴収情報

ウ 当該高額介護合算療養費の支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る森林環境税賦課徴収情報

- (9) [略]  
(10) 国民健康保険法第65条の不正利得の徴収等に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者に係る森林環境税賦課徴収情報

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

- (11)～(13) [略]

- (14) 国民健康保険法施行規則第7条の2の被保険者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 当該検認又は更新に係る世帯主又は当該者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

- (15) [略]

第16条 条例別表第2第14項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の規定による保険料の徴収に関する事務

- (8) 国民健康保険法第57条の3の規定による高額介護合算療養費の支給に関する事務 当該高額介護合算療養費の支給に係る世帯主又は当該世帯に属する被保険者、特定同一世帯所属者若しくは特例対象被保険者等に係る個人市民税賦課徴収情報

- (9) [略]

- (10) 国民健康保険法第65条の不正利得の徴収等に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

- (11)～(13) [略]

- (14) 国民健康保険法施行規則第7条の2の被保険者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

- (15) [略]

第16条 条例別表第2第14項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の規定による保険料の徴収に関する事務

次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ 納付義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

(2)～(8) [略]

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条第2項の一部負担金減免等申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る個人市民税賦課徴収情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

(10) [略]

(11) 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年埼玉県後期高齢者医療広域連合条例第24号）第18条第1項に規定する保険料の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該減免の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る個人市民税賦課徴収情報

イ 当該減免の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

ウ 当該減免の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

(12) [略]

第17条 条例別表第2第15項の規則で定める事務は健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項又は第19条の2に規定する健康増進事業の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)～(3) [略]

(4) 当該事業に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

(2)～(8) [略]

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条第2項の一部負担金減免等申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る個人市民税賦課徴収情報

(10) [略]

(11) 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年埼玉県後期高齢者医療広域連合条例第24号）第18条第1項に規定する保険料の減免に関する事務 当該減免の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る個人市民税賦課徴収情報

(12) [略]

第17条 条例別表第2第15項の規則で定める事務は健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項又は第19条の2に規定する健康増進事業の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)～(3) [略]

(5) 当該事業に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

第21条 条例別表第2第19項の規則で定める事務は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定による費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)・(2) [略]

(3) 当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者に関する個人県民税賦課徴収情報

(4) 当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者に関する森林環境税賦課徴収情報

第22条 条例別表第2第20項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法第22条第1項の規定による助産施設における助産の実施の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報  
ア～エ [略]

オ 当該申込みをした者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報  
カ 当該申込みをした者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

(2) [略]

第23条 条例別表第2第21項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条第1項若しくは第6条第1項の規定による資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請をした者に係る個人市民税賦課徴収情報

イ 当該申請をした者に係る個人県民税賦課徴収情報

ウ 当該申請をした者に係る森林環境税賦課徴収情報

(2) [略]

第27条 条例別表第2第25項の規則で定める事

第21条 条例別表第2第19項の規則で定める事務は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定による費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)・(2) [略]

(3) 当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者に関する個人県民税賦課徴収情報

(4) 当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者に関する森林環境税賦課徴収情報

第22条 条例別表第2第20項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法第22条第1項の規定による助産施設における助産の実施の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報  
ア～エ [略]

(2) [略]

第23条 条例別表第2第21項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条第1項若しくは第6条第1項の規定による資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした者に係る個人市民税賦課徴収情報

(2) [略]

第27条 条例別表第2第25項の規則で定める事

務は小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)～(4) [略]

(5) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者との一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

(6) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者との一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

(7) [略]

第28条 条例別表第2第26項の規則で定める事務は心身障害者福祉手当支給条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)～(13) [略]

(14) 当該手当の申請を行う者に係る個人県民税賦課徴収情報

(15) 当該手当の申請を行う者に係る森林環境税賦課徴収情報

(16) [略]

(17) [略]

第29条 条例別表第2第27項の規則で定める事務は補装具自己負担額助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)・(2) [略]

(3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

(4) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

第30条 条例別表第2第28項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第1項の規定による資格の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報ア～ウ [略]

エ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）若しくは扶養義務者に係る個人市民税賦課徴収情報

オ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若し

務は小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

第28条 条例別表第2第26項の規則で定める事務は心身障害者福祉手当支給条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)～(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

第29条 条例別表第2第27項の規則で定める事務は補装具自己負担額助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)・(2) [略]

第30条 条例別表第2第28項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第1項の規定による資格の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報ア～ウ [略]

エ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者（婚

くは扶養義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

カ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

(2) さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第9条第1項の規定による資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る個人市民税賦課徴収情報

オ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

カ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

(3) さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第9条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る個人市民税賦課徴収情報

オ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

カ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは扶養義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

(2) さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第9条第1項の規定による資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは扶養義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

(3) さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第9条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは扶養義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

第31条 条例別表第2第29項の規則で定める事務はさいたま市中心身障害者扶養共済制度条例（平成14年さいたま市条例第95号）第9条の規定による掛金の減免に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)～(4) [略]

(5) 共済制度の加入者及び当該加入者と同一の世帯に属する者に係る個人県民税賦課徴収情報

(6) 共済制度の加入者及び当該加入者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税賦課徴収情報

第32条 条例別表第2第30項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務  
次に掲げる情報

ア～ツ [略]

テ 要支援者等に係る森林環境税賦課徴収情報

ト [略]

チ [略]

三 [略]

ヌ [略]

ネ [略]

ノ [略]

ハ [略]

ヒ [略]

フ [略]

(2) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この条において「平成25年改正法という。」）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務  
次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ 要支援者等に係る森林環境税賦課徴収情報

第31条 条例別表第2第29項の規則で定める事務はさいたま市中心身障害者扶養共済制度条例（平成14年さいたま市条例第95号）第9条の規定による掛金の減免に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1)～(4) [略]

第32条 条例別表第2第30項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務  
次に掲げる情報

ア～ツ [略]

テ [略]

ト [略]

チ [略]

三 [略]

ヌ [略]

ネ [略]

ノ [略]

ハ [略]

ヒ [略]

(2) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この条において「平成25年改正法という。」）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務  
次に掲げる情報

ア～ク [略]

コ [略]  
サ [略]  
シ [略]  
ス [略]  
セ [略]  
ソ [略]  
タ [略]  
チ [略]

(3)～(7) [略]

第34条 条例別表第2第32項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第16条第1項第4号又は第2項第4号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 予防接種を受けたことにより死亡した者及び遺族に係る個人市民税賦課徴収情報

イ 予防接種を受けたことにより死亡した者及び遺族に係る個人県民税賦課徴収情報

ウ 予防接種を受けたことにより死亡した者及び遺族に係る森林環境税賦課徴収情報

(2) 予防接種法第28条の実費の徴収の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 予防接種の対象者及び同一世帯員に係る個人県民税賦課徴収情報

エ 予防接種の対象者及び同一世帯員に係る森林環境税賦課徴収情報

第35条 条例別表第2第33項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども子育て支援事業に関する事務 次に掲げる情報

ア～タ [略]

チ 当該児童の扶養義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

ツ [略]  
テ [略]  
ト [略]  
ナ [略]  
ニ [略]  
ヌ [略]  
ネ [略]  
ノ [略]

ケ [略]  
コ [略]  
サ [略]  
シ [略]  
ス [略]  
セ [略]  
ソ [略]  
タ [略]

(3)～(7) [略]

第34条 条例別表第2第32項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第16条第1項第4号又は第2項第4号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 予防接種を受けたことにより死亡した者及び遺族に係る個人市民税賦課徴収情報

(2) 予防接種法第28条の実費の徴収の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

第35条 条例別表第2第33項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども子育て支援事業に関する事務 次に掲げる情報

ア～タ [略]

チ [略]  
ツ [略]  
テ [略]  
ト [略]  
ナ [略]  
ニ [略]  
ヌ [略]  
ネ [略]

ハ [略]

ヒ [略]

フ [略]

- (2) 子ども・子育て支援法第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ 当該児童の扶養義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

コ 当該児童の扶養義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

サ [略]

シ [略]

- (3) 子ども・子育て支援法第22条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

オ 当該児童の扶養義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

カ 当該児童の扶養義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

- (4)～(10) [略]

第36条 条例別表第2第34項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務 次に掲げる情報

ア 保育を必要とする児童の扶養義務者に係る個人市民税賦課徴収情報

イ 保育を必要とする児童の扶養義務者に係る個人県民税賦課徴収情報

ウ 保育を必要とする児童の扶養義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

- (2) 児童福祉法第56条第6項から第8項までの滞納処分に関する事務 次に掲げる情報

ア～ケ [略]

コ 保育を必要とする児童の扶養義務者に係る森林環境税賦課徴収情報

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

- (3)・(4) [略]

ノ [略]

ハ [略]

ヒ [略]

- (2) 子ども・子育て支援法第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 次に掲げる情報

ア～ク [略]

ケ [略]

コ [略]

- (3) 子ども・子育て支援法第22条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ [略]

- (4)～(10) [略]

第36条 条例別表第2第34項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務 保育を必要とする児童の扶養義務者に係る個人市民税賦課徴収情報

- (2) 児童福祉法第56条第6項から第8項までの滞納処分に関する事務 次に掲げる情報

ア～ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

- (3)・(4) [略]

別表第2（第26条関係）

事務	情報
1 生活保護法第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第55条の4第1項又は第55条の5第1項を準用した外国人に対する保護の措置に関する事務	[略]
	要保護者等に係る個人県民税賦課徴収情報
	要保護者等に係る森林環境税賦課徴収情報
	[略]
2 生活保護法第63条を準用した外国人に対する費用の返還に関する事務	[略]
	要保護者等に係る個人県民税賦課徴収情報
	要保護者等に係る森林環境税賦課徴収情報
	[略]
[略]	

別表第2（第26条関係）

事務	情報
1 生活保護法第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第55条の4第1項又は第55条の5第1項を準用した外国人に対する保護の措置に関する事務	[略]
	要保護者等に係る個人県民税賦課徴収情報
	[略]
	[略]
2 生活保護法第63条を準用した外国人に対する費用の返還に関する事務	[略]
	要保護者等に係る個人県民税賦課徴収情報
	[略]
[略]	

## 附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

さいたま市規則第111号

さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市技能職員の給与に関する規則（平成13年さいたま市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

## 技 能 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	153,600	231,700	264,800
	2	154,700	233,300	266,800
	3	155,800	234,900	268,800
	4	156,900	236,500	270,800
	5	158,000	238,100	272,800
	6	159,200	239,700	274,700
	7	160,400	241,300	276,600
	8	161,600	242,900	278,500
	9	162,800	244,500	280,400
	10	164,400	246,100	282,200
	11	165,900	247,700	284,000
	12	167,500	249,300	285,800
	13	169,000	250,900	287,600
	14	170,600	252,500	289,400
	15	172,200	254,100	291,200
	16	173,800	255,700	293,000
	17	175,400	257,300	294,800
	18	177,100	258,900	296,600
	19	178,700	260,500	298,400
	20	180,400	262,100	300,200
	21	182,000	263,600	302,000
	22	183,700	265,200	303,800
	23	185,400	266,700	305,600
	24	187,100	268,300	307,400
	25	188,700	269,800	309,200
	26	190,200	271,400	311,000
	27	191,700	272,900	312,800
	28	193,200	274,500	314,600
	29	194,600	276,000	316,400
	30	196,200	277,600	318,200
	31	197,700	279,100	320,000
	32	199,300	280,600	321,800
	33	200,800	282,100	323,500
	34	202,300	283,700	325,300
	35	203,700	285,200	327,100
	36	205,200	286,700	328,900
	37	206,600	288,200	330,600
38	208,100	289,700	332,400	

39	209,500	291,200	334,200
40	210,900	292,700	336,000
41	212,300	294,200	337,700
42	213,900	295,700	339,200
43	215,500	297,100	340,700
44	217,100	298,500	342,200
45	218,600	299,900	343,600
46	220,200	301,300	345,100
47	221,800	302,700	346,500
48	223,400	304,100	347,900
49	225,000	305,500	349,300
50	226,700	306,800	350,600
51	228,300	308,000	351,900
52	229,900	309,300	353,200
53	231,500	310,500	354,500
54	233,200	311,700	355,700
55	234,800	312,900	356,800
56	236,500	314,100	357,900
57	238,100	315,300	359,000
58	239,700	316,500	360,000
59	241,200	317,700	360,900
60	242,800	318,900	361,900
61	244,300	320,100	362,700
62	245,800	321,000	363,500
63	247,200	321,900	364,300
64	248,700	322,800	365,100
65	250,100	323,600	365,900
66	251,700	324,500	366,700
67	253,200	325,300	367,500
68	254,800	326,100	368,400
69	256,300	326,900	369,100
70	257,800	327,700	369,900
71	259,200	328,500	370,700
72	260,600	329,300	371,500
73	262,000	330,000	372,100
74	263,000	330,800	372,900
75	264,000	331,500	373,600
76	265,000	332,300	374,400
77	266,000	333,000	375,000
78	266,900	333,800	375,600
79	267,800	334,500	376,200
80	268,700	335,300	376,800
81	269,600	336,000	377,300
82	270,400	336,600	377,900

	83	271,100	337,100	378,400
	84	271,900	337,600	379,000
	85	272,600	338,100	379,400
	86	273,000	338,600	379,900
	87	273,400	339,100	380,300
	88	273,800	339,600	380,800
	89	274,100	340,000	381,200
	90		340,500	381,700
	91		341,000	382,100
	92		341,500	382,600
	93		341,900	382,900
	94		342,400	383,400
	95		342,800	383,800
	96		343,300	384,200
	97		343,700	384,500
	98		344,200	384,800
	99		344,600	385,100
	100		345,000	385,400
	101		345,400	385,700
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		208,600	235,800	257,600

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係） 技能職給料表 昇格時号給対応表			別表第3（第2条関係） 技能職給料表 昇格時号給対応表		
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給	
	2級	3級		2級	3級
[略]			[略]		
7 1	[略]	<u>4 5</u>	7 1	[略]	<u>4 6</u>
7 2		<u>4 6</u>	7 2		<u>4 6</u>
7 3		<u>4 6</u>	7 3		<u>4 7</u>
7 4		<u>4 6</u>	7 4		<u>4 7</u>
7 5		<u>4 7</u>	7 5		<u>4 8</u>
7 6		<u>4 7</u>	7 6		<u>4 8</u>
7 7		<u>4 7</u>	7 7		<u>4 9</u>
7 8		<u>4 8</u>	7 8		<u>4 9</u>
7 9		<u>4 8</u>	7 9		<u>4 9</u>
8 0		<u>4 8</u>	8 0		<u>5 0</u>
8 1		<u>4 9</u>	8 1		<u>5 0</u>
8 2		<u>4 9</u>	8 2		<u>5 0</u>
8 3		<u>5 0</u>	8 3		<u>5 1</u>
8 4		<u>5 0</u>	8 4		<u>5 1</u>
8 5		5 1	8 5		5 1
8 6		<u>5 1</u>	8 6		<u>5 2</u>
[略]			[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後のさいたま市技能職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）別表第1及び別表第3の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前のさいたま市技

能職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

- 4 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給が旧規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（その他）

- 6 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市規則第112号

さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
期間の区分	月額	期間の区分	月額
1年未満	<u>309,200円</u>	1年未満	<u>308,600円</u>
1年以上2年未満	<u>309,200円</u>	1年以上2年未満	<u>308,600円</u>
2年以上3年未満	<u>309,200円</u>	2年以上3年未満	<u>308,600円</u>
3年以上4年未満	<u>309,200円</u>	3年以上4年未満	<u>308,600円</u>
4年以上5年未満	<u>309,200円</u>	4年以上5年未満	<u>308,600円</u>
5年以上6年未満	<u>309,200円</u>	5年以上6年未満	<u>308,600円</u>
6年以上7年未満	<u>309,200円</u>	6年以上7年未満	<u>308,600円</u>
7年以上8年未満	<u>309,200円</u>	7年以上8年未満	<u>308,600円</u>
8年以上9年未満	<u>309,200円</u>	8年以上9年未満	<u>308,600円</u>
9年以上10年未満	<u>309,200円</u>	9年以上10年未満	<u>308,600円</u>
10年以上11年未満	<u>309,200円</u>	10年以上11年未満	<u>308,600円</u>
11年以上12年未満	<u>309,200円</u>	11年以上12年未満	<u>308,600円</u>
12年以上13年未満	<u>309,200円</u>	12年以上13年未満	<u>308,600円</u>
13年以上14年未満	<u>309,200円</u>	13年以上14年未満	<u>308,600円</u>
14年以上15年未満	<u>309,200円</u>	14年以上15年未満	<u>308,600円</u>
15年以上16年未満	<u>309,200円</u>	15年以上16年未満	<u>308,600円</u>
16年以上17年未満	<u>305,900円</u>	16年以上17年未満	<u>305,300円</u>
17年以上18年未満	<u>302,600円</u>	17年以上18年未満	<u>302,000円</u>
18年以上19年未満	<u>299,300円</u>	18年以上19年未満	<u>298,700円</u>
19年以上20年未満	<u>296,000円</u>	19年以上20年未満	<u>295,400円</u>
20年以上21年未満	<u>292,700円</u>	20年以上21年未満	<u>292,100円</u>
21年以上22年未満	<u>279,700円</u>	21年以上22年未満	<u>278,300円</u>
22年以上23年未満	<u>265,700円</u>	22年以上23年未満	<u>264,300円</u>
23年以上24年未満	<u>252,200円</u>	23年以上24年未満	<u>250,800円</u>
24年以上25年未満	<u>238,300円</u>	24年以上25年未満	<u>236,900円</u>
25年以上26年未満	<u>224,600円</u>	25年以上26年未満	<u>223,200円</u>
26年以上27年未満	<u>207,000円</u>	26年以上27年未満	<u>205,600円</u>

27年以上28年未満	<u>189,900円</u>
28年以上29年未満	<u>172,600円</u>
29年以上30年未満	<u>155,000円</u>
30年以上31年未満	<u>137,000円</u>
31年以上32年未満	<u>118,700円</u>
32年以上33年未満	<u>100,800円</u>
33年以上34年未満	<u>76,200円</u>
34年以上35年未満	<u>51,900円</u>

27年以上28年未満	<u>188,500円</u>
28年以上29年未満	<u>171,200円</u>
29年以上30年未満	<u>153,600円</u>
30年以上31年未満	<u>135,600円</u>
31年以上32年未満	<u>117,300円</u>
32年以上33年未満	<u>99,400円</u>
33年以上34年未満	<u>73,400円</u>
34年以上35年未満	<u>49,100円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後のさいたま市職員の初任給調整手当に関する規則別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

## さいたま市規則第113号

### さいたま市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の宿日直手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 条例第24条第1項の規則で定める額は、その勤務1回につき、次に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる勤務については、<u>6, 200円</u>（危機管理業務（事故、災害その他の不測の緊急事態の発生（そのおそれがある場合を含む。）に伴う情報収集等の業務で、市長が特に必要と認めるものをいう。）に係るものにあつては、8, 000円）</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 条例第24条第1項の規則で定める額は、その勤務1回につき、次に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる勤務については、<u>6, 000円</u>（危機管理業務（事故、災害その他の不測の緊急事態の発生（そのおそれがある場合を含む。）に伴う情報収集等の業務で、市長が特に必要と認めるものをいう。）に係るものにあつては、8, 000円）</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (適用)

- 2 この規則による改正後のさいたま市職員の宿日直手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

#### (宿日直手当の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前のさいたま市職員の宿日直手当に関する規則の規定に基づいて支給された宿日直手当は、改正後の規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。

さいたま市規則第114号

さいたま市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当の額等)	(管理職員特別勤務手当の額等)
<p>第2条 条例第25条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用者でさいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第41号）別表の手当額欄に定める額（以下「管理職手当額」という。）が137,000円から112,000円までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額が152,000円から132,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が100,000円の区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が112,000円から<u>100,000円</u>までの区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が137,000円から112,000円までの区分のもの、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号。以下「任期付職員給与条例」という。）第7条第1項に規定する給料表（以下「任期付職員給料表」という。）の6号給及び7号給を受ける者並びに同条第3項の規定による給料月額（同条第4項の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の給料月額）を受ける者 12,000円</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第2条 条例第25条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用者でさいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第41号）別表の手当額欄に定める額（以下「管理職手当額」という。）が137,000円から112,000円までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額が152,000円から132,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が100,000円の区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が112,000円及び<u>102,000円</u>の区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が137,000円から112,000円までの区分のもの、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号。以下「任期付職員給与条例」という。）第7条第1項に規定する給料表（以下「任期付職員給料表」という。）の6号給及び7号給を受ける者並びに同条第3項の規定による給料月額（同条第4項の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の給料月額）を受ける者 12,000円</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

第3条 条例第25条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が137,000円から112,000円までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額が152,000円から132,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が100,000円の区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が112,000円から100,000円までの区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が137,000円から112,000円までの区分のもの、任期付職員給料表の6号給及び7号給を受ける者並びに任期付職員給与条例第7条第3項の規定による給料月額（同条第4項の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の給料月額）を受ける者 6,000円

(2)・(3) [略]

2 [略]

第3条 条例第25条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が137,000円から112,000円までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額が152,000円から132,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が100,000円の区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が112,000円及び102,000円の区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が137,000円から112,000円までの区分のもの、任期付職員給料表の6号給及び7号給を受ける者並びに任期付職員給与条例第7条第3項の規定による給料月額（同条第4項の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の給料月額）を受ける者 6,000円

(2)・(3) [略]

2 [略]

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第115号

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の110</u>（条例第27条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の130</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の50</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の105</u>（条例第27条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の125</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の47.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）</p>

第2条 さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p>

(1) 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 100分の107.5 (条例第27条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。))にあつては、100分の127.5)

(2) 定年前提任用短時間勤務職員 100分の48.75 (特定管理職員にあつては、100分の58.75)

(1) 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 100分の110 (条例第27条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。))にあつては、100分の130)

(2) 定年前提任用短時間勤務職員 100分の50 (特定管理職員にあつては、100分の60)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

### (適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

さいたま市規則第116号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第13条関係）				別表第2（第13条関係）			
[略]				[略]			
産婦人科関係使用料	人工妊娠中絶料		[略]	産婦人科関係使用料	人工妊娠中絶料		[略]
	緊急避妊料		10,000円				
[略]				[略]			
検査料	HLA-A, B及びHLA-DR（遺伝子型タイピング）検査		6,055円	検査料	HLA-A, B及びHLA-DR（血清対応型タイピング）検査		28,000円
	HLA-A, B, C及びHLA-DR（遺伝子型タイピング）検査		6,055円				
	HLA抗体スクリーニング検査		6,055円				
	HLA抗体同定検査		6,055円				
[略]				[略]			
歯科口腔外科	歯科インプラ	ラジオグラフィックガイド	20,000円	歯科インプラ	ラジオグラフィックガイド	20,000円	
		シミュレーション	25,000円		シミュレーション	25,000円	
	一次手術	手術基本料	50,000円		一次手術	手術基本料	50,000円

関係使用料

ント治療料		埋入料	1本につき 100,000円
	サージカルガイド	1本用	37,500円
		2~4本用	55,500円
		5本以上用	93,000円
	骨移植	サイナスリフト	片側につき 86,700円
		ソケットリフト	1本につき 15,000円
	二次手術		1本につき 20,000円
	補綴	仮歯	1本につき 50,000円
		仮歯（ダミー部）	1本につき 25,000円
		単独歯（インプラント部）	1本につき 150,000円
		ブリッジ（ダミー部）	1本につき 75,000円
	オールオン4手術	即時義歯	169,500円
		仮歯	236,800円
		最終補綴物	792,000円
メンテナンス		30分につき 9,000円	
歯科矯正治療料	アンカースクリー	埋入料	1本につき 20,000円
		抜去料	1本につき 5,000円
	アンカープレート	埋入料	1枚につき 30,000円
		抜去料	1枚につき 10,000円

ント治療料

		埋入料	1本につき 100,000円
サージカルガイド	1本用	37,500円	
	2~4本用	55,500円	
	5本以上用	93,000円	
骨移植	サイナスリフト	片側につき 86,700円	
	ソケットリフト	1本につき 15,000円	
二次手術		1本につき 20,000円	
補綴	仮歯	1本につき 50,000円	
	仮歯（ダミー部）	1本につき 25,000円	
	単独歯（インプラント部）	1本につき 150,000円	
	ブリッジ（ダミー部）	1本につき 75,000円	
オールオン4手術	即時義歯	169,500円	
	仮歯	236,800円	
	最終補綴物	792,000円	
メンテナンス		30分につき 9,000円	

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 1～8 [略] 9 「<u>歯科矯正治療料</u>」とは、<u>歯科矯正治療に係る手技料等をいい、治療に使用する材料費は実費を別に徴収する。</u></p> <p>別表第3（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">診断書</td> <td style="width: 65%;">[略]</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>要介護認定及び要支援認定に係る主治医意見書</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>障害支援区分の認定に係る医師意見書</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	円	[略]	診断書	[略]		要介護認定及び要支援認定に係る主治医意見書	[略]	障害支援区分の認定に係る医師意見書	[略]	[略]		[略]			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 1～8 [略]</p> <p>別表第3（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">診断書</td> <td style="width: 65%;">[略]</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>介護保険主治医意見書</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>障害者自立支援法医師意見書</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	診断書	[略]		介護保険主治医意見書	[略]	障害者自立支援法医師意見書	[略]	[略]		[略]		
円																												
[略]																												
診断書	[略]																											
	要介護認定及び要支援認定に係る主治医意見書	[略]																										
	障害支援区分の認定に係る医師意見書	[略]																										
	[略]																											
[略]																												
[略]																												
診断書	[略]																											
	介護保険主治医意見書	[略]																										
	障害者自立支援法医師意見書	[略]																										
	[略]																											
[略]																												

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市立病院管理規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の受診に係る使用料について適用し、同日前の受診に係る使用料については、なお従前の例による。